

令和 3 年 第 5 回

南関町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 3 年 9 月 6 日

閉会 令和 3 年 9 月 10 日

熊本県南関町議会

9月6日(月)
(第1日目)

令和3年第5回南関町議会定例会（第1号）

令和3年9月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 立山比呂志君

5番 杉村博明君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 報告第2号 令和2年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第6 議案第42号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第43号 令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第44号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第45号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第46号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第47号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第48号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第49号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第50号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第51号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第52号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第17 議案第53号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第18 議案第54号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第2号)について
日程第19 議案第55号 物品売買契約の締結について
日程第20 議案第56号 南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
日程第21 議案第57号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第22 一般質問

- ① 4 番議員 ② 6 番議員 ③ 11 番議員 ④ 1 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 西 田 恵 介 君 | 2 番 北 原 浩 一 郎 君 |
| 3 番 中 村 正 雄 君 | 4 番 立 山 比 呂 志 君 |
| 5 番 杉 村 博 明 君 | 6 番 井 下 忠 俊 君 |
| 8 番 打 越 潤 一 君 | 9 番 鶴 地 仁 君 |
| 11 番 境 田 敏 高 君 | 12 番 橋 永 芳 政 君 |

3. 欠席議員 (1名)

- 7 番 立 山 秀 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (11名)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 町 長 佐 藤 安 彦 君 | 税 務 住 民 課 長 東 田 彰 夫 君 |
| 副 町 長 大 木 義 隆 君 | 福 祉 課 長 田 中 龍 城 君 |
| 教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君 | 経 済 課 長 田 口 明 君 |
| 総 務 課 長 古 澤 平 君 | 建 設 課 長 嶋 永 健 一 君 |
| 会 計 管 理 者 竹 崎 俊 一 君 | 教 育 課 長 赤 木 二 三 也 君 |
| ま ち づ くり 課 長 坂 田 浩 之 君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

- 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和3年第5回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は御手元に配付のとおりです。

なお、7番議員、立山秀喜君から会議規則第2条の規定により、欠席届が提出されていますので御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番議員、5番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から9月10日までの5日間にしたしたいと思います。が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月10日までの5日間とすることに決定しました。

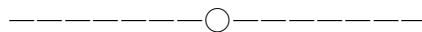
-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、令和3年度町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会についてです。本研修会は、去る7月20日、大津町文化ホールで開催されました。研修では、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授鍵屋一氏を講師に迎え、「コロナ禍での自治体防災マネジメントと議員の役割」というテーマで講演がありました。鍵屋氏は、新型コロナウイルス感染症において病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながる負のスパイラルへの注意が必要であり、特に感染者への「差別」があってはならないことを強調されました。災害対策においては、「正常化の偏見」として、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過少評価してしまう人間の特性を改めるべきであることや、「自助・共助・公助」に加えて「近所」の重要性を説かれ、また、災害時の議会・議員の役割として、やるべきこと、やってはいけない

ないことなどを多岐にわたり具体例を交えて話されました。報告の第2点は、令和3年度町村議会正副議長研修会についてです。本研修会は、去る8月25日、ビデオ会議システムのZoomを利用したオンライン形式で開催されました。研修では、進藤技術事務所所長・工学博士進藤勇治氏を講師に迎え、「SDGsの国際的な取組の現状と展望、日本の役割」というテーマで講演がありました。17の目標と169の達成基準からなるSDGsでは、現在欧州の取組が先行しているが、日本に置いても国際社会で大いに力を発揮できる分野であり、自治体のみならず、企業でも取組むことにより企業価値を高め、新たなビジネスチャンスを生み出す機会になると解説されました。報告の第3点は、例月出納検査報告及び令和3年度第一回定期監査の報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第14条の規定によって監査委員、繁松哲也君、打越潤一君より令和2年度令和3年5月分、令和3年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び令和3年度第一回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しを御手元に配付していますのでこれを省略します。



日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情は、御手元に配りました陳情書の写しのとおり、1件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

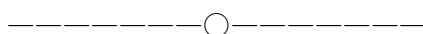
ここで、町長から挨拶の申出が 있습니다ので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和3年第5回南関町議会定例会の開会において、令和2年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定について、令和3年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。本年は、5月15日と過去2番目に早い梅雨入りで、平年よりも早い7月13日に梅雨明けし、水不足となることを心配しておりましたが、梅雨明けの8月11日を降り始めとして、8月18日までの8日間で911ミリ、8月12日から13日の24時間雨量が328ミリと8月の総雨量としては記録的なものとなり、昨年に続き甚大な災害が発生し、激甚災害にも指定される見込みとなっております。ただし、令和2年7月豪雨との違いは、短時間に集中した豪雨ではなかったために、河川の増水等が急激ではなかったと思われ、被害件数も昨年と比較すると、少ない件数で治まったものと思われまます。町としましては、町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、8月11日から19日の朝まで避難指示や高齢者避難を発令し、消防団等の協力により町内全域の安全確認等を行うとともに、8月12日午前10時から19日午前6時まで避難所等を開設し、13日午前5時が最大で16世帯、26人の方に避難していただきました。被害の内容としまし

ては、各区長さんから提出された被害届も270件程となり、道路・河川護岸の崩壊、農地・農業用施設の崩壊、住宅への土砂の流入、令和2年7月豪雨災害の増破などとなっております。今後は、10月の公共災害査定、11月の農災査定の準備を進めていくこととしており、一日も早い復旧・復興に向けて全災害箇所を竣工させたいと考えております。また、9月以降も台風の発生なども想定されますので、引き続きしっかりと危機管理体制を維持していきたいと思っております。全世界を巻き込んで、依然として感染が続いている新型コロナウイルス感染症に関しては、全国で過去最高の感染者数が繰り返し報告された中で、有明地域周辺においても、これまでにないような多数の感染が発生しており、南関町でも、7月27日から昨日までに16人の方の感染が確認されており、昨年からの感染者総数が40人となっております。国においては、9月12日までの期間を対象として、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を33都道府県に発令しており、熊本県にも、引き続きまん延防止等重点措置が発令されており、現在は熊本市のみが対象地域となっております。しかし、南関町も含めたその他の県内全域にも飲食店への営業時間短縮や不要不急の外出の自粛など、厳しい対策が講じられているところです。町民の皆様に対しましては、新しい生活様式での生活に御協力いただきますとともに、感染者の状況に応じて町施設の利用制限や各種活動の自粛、会議等の中止・書面決議など、厳しい生活環境の中での御理解と御協力に心から御礼を申し上げます。また、今後も新型コロナウイルス感染症の終息に向けての取り組みに御協力賜りますようよろしくお願いいたします。ワクチン接種につきましては、8月上旬までに高齢者で希望される方の接種がほぼ完了し、現在は、12歳以上の全ての方を対象としたワクチン接種を進めておりますが、若い年代の方の接種が想定しておりました数よりも少ない状況にありますので、接種しやすいような環境を取り入れて、なるべく多くの方に接種していただけるようにしていきたいと考えております。明るい話題としては、東京2020パラリンピックが8月24日から昨日まで開催され、南関町出身で町民栄誉賞第1号の浦田理恵さんが選手団の副主将として、開会式で素晴らしい感動的な選手宣誓を行われました。また、ゴールボール競技に出場され、皆様御存じのとおり大活躍の中で、見事銅メダルを獲得され、記憶と記録に残るものとなりました。改めて、浦田理恵さんの活躍を誇りに思うとともに、栄誉を称えたいと思っております。ここに来て、国内の最大の話題となっているのが、9月29日に決定した自民党の総裁選、10月21日で任期満了となる衆議院解散も含めた総選挙であり、厳しいコロナ禍ではありますが、全ての国民の皆様が安全・安心で、心豊かに暮らせるような政治に繋がるような総選挙になってほしいと願うところであります。町内の動きの中では、新庁舎等建設工事が順調に進んでおり、予定通り、12月末の完成を待つこととなりますが、工事期間中は特に、近隣地域の皆様には御迷惑をおかけしておりますが、もうしばらくの間、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。また、同敷地内に建設されている有明広域消防南関分署につい

ては、既に竣工し、9月28日火曜日に落成式を行い、10月1日金曜日に、新庁舎開庁となる運びとなっております。米田区をはじめ多くの方に御心配をおかけしておりましたバンブーフロンティア関連事業につきましては、7月27日に相手方をモリショウグループとして、バンブーフロンティアとバンブーエナジーの「譲渡契約の締結」が行われ、8月27日に譲渡が実行され、今後は、南関バンブーフロンティア、南関バンブーエナジーとして事業活動が開始されることとなります。一連の動きについては、広報なんかんに掲載し、町民の皆様にもお知らせしていきたいと思えます。以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、令和2年度南関町財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部改正についてが1件、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定についてのほか各特別会計の歳入歳出決算認定についてが6件、令和3年度一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが4件、物品売買契約の締結についてが1件、南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについてが1件、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてが1件を提案しています。特に、一般会計補正予算は福祉課・介護保険費の「介護基盤整備事業補助金」1005万7000円、保健センター・予防費の「予防接種、個人接種・集団接種委託料、集団接種会場運営委託料」2488万4000円、建設課・農地費の「小災害復旧費補助金」1000万円、道路維持費の「維持工事費」2000万円。農地災害復旧費の「測量設計委託料」2000万円、河川等災害復旧費の「測量設計委託料」1000万円など1億6646万5000円を増額し、一般会計の総額を74億3530万4000円としているところであります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、定例会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。



○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第5、報告第2号から日程第21、議案第57号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なしと呼ぶ者あり」]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第2号から日程第21、議案第57号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（橋永芳政君） 議案は御手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第5、報告第2号から日程第21、議案第57号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

- 日程第 5 報告第 2 号 令和 2 年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 令和 2 年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 令和 2 年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 令和 2 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 4 6 号 令和 2 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 4 7 号 令和 2 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 4 8 号 令和 2 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 4 9 号 令和 2 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 5 0 号 令和 3 年度南関町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 15 議案第 5 1 号 令和 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 5 2 号 令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 17 議案第 5 3 号 令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 18 議案第 5 4 号 令和 3 年度南関町下水道事業補正予算(第 2 号)について
- 日程第 19 議案第 5 5 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 20 議案第 5 6 号 南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 21 議案第 5 7 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（橋永芳政君） 配付漏れ等ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。担当職員は順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 報告第 2 号、令和 2 年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明申し上げます。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎と

なる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。次のページをお願いいたします。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が1億1,744万円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございしますが、健全化は早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.5%でございします。最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございしますが、早期健全化基準350%に対しまして、当町の将来負担比率は18.5%でございします。なお、監査委員の意見書は別添のとおり、特に指摘すべき事項はないとのことでございします。以上、報告いたします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 第42号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の御説明をいたします。提案理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、関係条例を改正する必要があるためでございします。今回の関係条例の改正につきましては、四つの条例を行うこととなります。一つ目が、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例です。二つ目が、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例です。三つ目が、南関町指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。四つ目が、南関町指定居宅介護等の事業の人員、及び運営に関する基準を定める条例です。今申し上げた四つの条例が改正する内容と関連しているため、一括改正することになります。また、改め文の第1条から第4条の全てに共通するものとして、感染症対策の強化。業務継続に向けた取組の強化。ハラスメント対策の強化。会議や多職種連携におけるICTの活用及び高齢者虐待防止の維持等に係る規定を追加するものでございします。附則でこの条例は、公布の日から施行し、4月1日から適用することとしております。以上で、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由及び議案の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 会計管理者。

○会計管理者（竹崎俊一君） 第43号議案、令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第49号議案、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため御提案するものでございます。御手元にお配りしてあります決算認定用説明資料の令和2年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。最初に説明資料の決算総括表を御覧ください。一般会計歳入歳出決算と6件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表1番下の行の合計欄でB列の歳入決算額は、116億9,831万8,292円。C列の歳出決算額は、114億8,583万2,202円。D列の差引き残額は、2億1,248万6,090円となり前年度に対しまして、3,624万5,168円。14.6%の減となっております。まず、第43号議案、令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、99億1,708万9,000円。B列の歳入決算額は、83億6,869万4,511円。C列の歳出決算額は、82億1,488万1,065円でD列の差引き残額は、1億5,381万3,446円となります。前年度に対しまして8.2%の増となっております。D列の翌年度へ繰越すべき財源としての3,637万3,000円を差し引いたG列の実質収支額は1億1,744万446円です。同額を純繰越金として令和3年度に繰越しており、前年度と比較しますと2,271万9,489円。16.2%の減となっております。また、E列の翌年度繰越し額としましては、15億8,028万2,000円で主なものとしまして、災害復旧費の農地等災害復旧事業及び河川等災害復旧事業、消防費の防災行政無線整備事業、土木費の道路新設改良事業などがございます。また、不納欠損額は181万9,579円その内訳としまして、町税が79万6,189円。公営住宅使用料が97万3,390円。諸収入が5万円となっております。続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。まず1ページから3ページの歳入につきましてですが、歳入合計欄の収入済額83億6,869万4,511円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず、11款地方交付税、20億5,261万2,000円。24.5%。15款国庫支出金、19億6,674万576円。23.5%。22款町債、13億2,773万円。15.9%。1款町税、12億6,355万8,519円。15.1%。などとなっております。4ページから6ページの歳出につきましてですが、歳出合計欄の支出済額82億1,488万1,065円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、2款総務費、23億6,107万3,437円。28.7%。3款民生費、17億5,551万1,699円。21.4%。4款衛生費、8億6,276万5,088円。10.5%。10款公債費、7億4,807万997円。9.1%などとなっております。前年度と比較しますと、歳入が17億4,578万9,211円。26.4%の増。算出が17億3,413万6,700円。

26.8%の増となっております。歳入では、主なものとしまして、18款寄附金のふるさとなんかん応援寄附金が1億4,196万8,000円。15款国庫支出金2項、国庫補助金の特別定額給付金事業費補助金、9億5,610万円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、2億2,480万2,000円。13款分担金及び負担金、2項負担金の火葬場和水町負担金が2億391万6,723円などとなっております。歳出では、2款総務費1項総務管理費の庁舎建設工事前払い金が6億1,600万円。特別定額給付金が9億5,610万円。8款消防費の防災行政無線同報系デジタル化工事前払い金が1億4,410万円。10款災害復旧費が3億831万419円などとなっております。決算総括表をごらんください。次に、第44号議案、令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億8,893万9,000円。B列の歳入決算額は14億6,500万2,670円。C列の歳出決算額は14億2,911万3,646円で、D列の差引き残額は3,588万9,024円となり、同額を繰越金として令和3年度に繰越しております。前年度と比較しまして、1,739万1,763円。32.6%の減となっております。また、不納欠損額は国民健康保険税、307万1,899円となっております。続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから4ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億6,500万2,670円の構成比率につきましては、大きい順に、5款県支出金、10億9,040万2,513円。74.4%。1款国民健康保険税、2億1,068万6,775円。14.4%。7款繰入金、1億68万646円。6.9%などがございます。前年度との比較では、5款県支出金、1項、県負担金補助金の保険給付費交付金及び8款繰越金の前年度繰越金の増などによりまして3,708万4,007円。2.6%の増となっております。2ページから3ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額14億2,911万3,646円の構成比率につきましては、大きい順に2款保険給付費、10億4,343万5,209円。73.0%。3款国民健康保険事業費納付金、3億2,314万7,736円。22.6%などとなっております。前年度と比較では、2款保険給付費、1項療養諸費の一般被保険者療養給付費及び6款基金積立金の財政調整基金積立金の増などによりまして5,447万5,770円。4.0%の増となっております。続きまして、決算総括表を御覧ください。第45号議案、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、1億7,966万4,000円。B列の歳入決算額は1億6,116万80円。C列の歳出決算額は1億5,872万1,535円で、D列の差引き残額は243万8,545円となります。また、不納欠損額が下水道使用料の56万6,990円となっております。続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億6,116万80円の構成比率は、2款繰入金、1億1,930万7,000円。74.0%。7款使用料及び

手数料、2,887万70円。17.9%などとなっております、前年度と比較しますと、4款町債の繰越し明許分の公共下水道債及び、2款繰入金の一般会計繰入金の増などにより、27万6,533円。0.2%の増となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億5,872万1,535円の構成比率につきましては、1款総務費、6,381万3,942円。40.2%。3款公債費6,331万8,239円。39.9%。2款事業費3,158万9,354円。19.9%となっております、前年度と比較しますと、2款事業費、1項公共下水道建設費の減などによりまして209万4,012円。1.3%の減となっております。続きまして、決算総括表を御覧ください。次に、第46号議案、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は830万6,000円。B列の歳入決算額は778万1,087円。C列の歳出決算額も778万1,087円の同額となり、D列の差引き残額はゼロとなります。繰越し額はございません。続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額778万1,087円の構成比率につきましては、5款繰入金、627万927円。80.6%。2款使用料及び手数料151万100円。19.4%などとなっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額778万1,087円の構成比率につきましては、1款総務費、596万257円。76.6%。3款公債費、182万830円。23.4%でございます。前年度と比較しますと、歳出1款総務費、1項総務管理費の増に伴う一般会計繰入金の増などにより、歳入歳出それぞれ354万3,867円。83.6%の増となっております。続きまして、決算総括表を御覧ください。次に、第47号議案、令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列歳入歳出予算額は14億3,120万6,000円。B列、歳入決算額は14億2,104万5,123円。C列、歳出決算額は14億123万9,279円で、D列の差引き残額は1,980万5,843円となり、同額を繰越金として令和3年度に繰越しております。前年度と比較しますと、3,263万4,961円。62.2%の減となっております。不納欠損額が、介護保険料の109万3,344円となっております。続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。まず、1ページから2ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億2,104万5,122円の構成比率につきましては、大きい順に、3款国庫支出金、3億7,647万1,108円。26.5%。4款、支払い基金交付金、3億6,418万8,000円。25.6%。1款保険料、2億2,524万5,537円。15.9%などとなっております。前年度と比較しますと、4款支払い基金交付金の介護給付費交付金及び7款繰入金、1項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の増などによりまして、136万367円。0.1%の増となっております。3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額14億123万9,279円の構成比率につきましては、2款

保険給付費、13億288万7,466円。93.0%。4款地域支援事業費、5,998万8,666円。4.3%などとなっております。前年度と比較しますと、2款、保険給付費、1項介護サービス等諸費の増などによりまして、3,399万5,328円。2.5%の増となっております。続きまして、決算総括表を御覧ください。次に、第48号議案、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は1億3,452万7,000円。B列、歳入決算額は1億3,175万682円。C列、歳出決算額も1億3,175万682円の同額となり、D列の差引き残額はゼロになります。繰越し額はございません。また、不納欠損額は、浄化槽使用料の1,940円となっております。続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億3,175万682円の構成比率につきましては、大きい順に5款繰入金、4,527万3,871円。34.4%。2款使用料及び手数料3,532万3,670円。26.8%。8款町債3,300万円。25.0%などとなっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億3,175万682円の構成比率につきましては、大きい順に、2款事業費6,383万9,941円。48.5%。款総務費4,564万3,490円。34.6%。3款公債費2,226万7,251円。16.9%でございます。前年度と比較しますと、歳入では、5款繰入金の一般会計繰入金及び8款町債の公共下水道債の増などにより、また歳出では、2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費の浄化槽建設費の増などによりまして、歳入歳出それぞれ2,644万4,278円。25.1%の増となっております。続きまして、決算総括を御覧ください。次に、第49号議案、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は1億4,298万5,000円。B列、歳入決算額は1億4,288万4,140円。C列歳出決算額は1億4,234万4,908円で、D列の差引き残額は53万9,232円となり、同額を繰越金として令和3年度に繰越しております。前年度と比較しますと、24万1,500円。30.9%の減となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億4,288万4,140円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料、9,100万4,100円。63.7%。3款繰入金、5,033万9,208円。35.2%などとなっております。前年度と比較しますと、1款、後期高齢者保険料の増等によりまして1,335万2,981円。10.3%の増となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億4,234万4,908円の構成比率につきましては、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1億4,137万4,487円。99.3%。3款諸支出金73万2,300円。0.5%などとなっております。前年度と比較しまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料負担金の増などによりまして1,359万4,481円。10.6%の

増となっております。以上、第43号議案から第49号議案までの説明を行いました
が、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意
見書及び主要施策説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産
に関する調書を合わせて提出しております。以上で説明を終わります。御審議の上、
認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） ここで、この後に提案理由の説明を行わない職員は、新型コロナウ
イルス感染症拡大防止のため退室してください。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩を行います。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。説明の途中でありましたので、
これを続行します。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第50号議案、令和3年度南関町一般会計補正予算（第2号）
につきまして御説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額
に歳入歳出それぞれ1億6,646万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ74億3,530万4,000円とするものでございます。今回の補正
は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防費の補正及び8月豪雨による災害対
策費に係る補正が主なものでございます。2ページをお願いします。歳入についての
補正額の一覧でございます。2款、地方贈与税は、4項森林環境譲与税に3万1,00
0円を追加して、523万3,000円とし、総額を5,573万3,000円とするも
のでございます。11款、地方交付税は1項地方交付税に1億8,402万7,000
円を追加し、21億3,902万7,000円とするものでございます。15款、国庫
支出金は1項国庫負担金に1,208万1,000円を追加して、5億353万2,00
0円とし、2項国庫補助金に1,000万飛び2,000円を追加して、3億1,045
万3,000円とし、総額を8億1,583万3,000円とするものでございます。1
6款、県支出金は2項県補助金に4,343万5,000円を追加して、4億5,381
万9,000円とし、総額を7億8,068万3,000円とするものでございます。1
9款繰入金は、1項基金繰入金を1億3,200万円減額し、2億6,416万3,00
0円とするものでございます。20款、繰越金は1項繰越金に1,744万円を追加
し、1億1,744万円とするものでございます。21款、諸収入は4項雑入に336
万6,000円を追加して1,648万9,000円とし、総額を2,919万4,000
円とするものでございます。22款町債は、1項町債に2,808万3,000円を追加
して、14億1,548万3,000円とするものでございます。歳入合計は補正前
の72億6,883万9,000円に、補正額1億6,646万5,000円を追加して、

74億3,530万4,000円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出でございませう。2款総務費は、1項総務管理費に2,843万5,000円を追加して、18億8,919万1,000円とし、2項徴税費に25万3,000円を追加して、1億224万6,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費に23万4,000円を追加して2,941万9,000円とし、5項統計調査費に2万円を追加して、501万とし、総額を20億6,745万7,000円とするものでございませう。3款民生費は、1項社会福祉費に1,210万5,000円を追加し、12億3,779万2,000円とし、2項児童福祉費に194万6,000円を追加して、5億4,009万3,000円とし、総額を17億7,788万5,000円とするものでございませう。4款衛生費は、1項保健衛生費に2,127万5,000円を追加して、3億2,518万4,000円とし、2項清掃費は財源の組替えでございませう。総額を5億4,672万6,000円とするものでございませう。5款農林水産業費は1項農業費に454万円を追加して、2億8,604万9,000円とし、2項林業費に523万6,000円を追加し、2,747万7,000円とし、総額を3億1,352万6,000円とするものでございませう。6款商工費は、1項商工費に589万円を追加して、1億1,326万6,000円とするものでございませう。7款土木費は、1項土木管理費に460万7,000円を追加し、7,644万とし、2項道路橋梁費に2,000万円を追加して2億912万3,000円とし、4項住宅費に390万円を追加し、9,975万8,000円とし、総額を5億5,240万6,000円とするものでございませう。8款消防費は、1項消防費に848万4,000円を追加して、2億5,514万9,000円とするものでございませう。9款教育費は、1項教育総務費は財源の組替えでございませう。2項小学校費に288万2,000円を追加して、1億1,483万7,000円とし、3項中学校費に13万5,000円を追加して9,503万9,000円とし、4項社会教育費に1万6,000円を追加して、1億6,324万9,000円とし、5項保健体育費に211万7,000円を追加して、8,897万1,000円とし、総額を5億2,639万8,000円とするものでございませう。10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に2,450万円を追加し、2億6,492万1,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に1,921万8,000円を追加し、5,094万9,000円とし、4項宅地災害復旧費に50万円を追加し、1,462万1,000円とし、総額を3億3,049万1,000円とするものでございませう。12款予備費は、1項予備費に17万2,000円を追加して、1,375万8,000円とするものでございませう。歳出合計は補正前の72億6,883万9,000円に、補正額1億6,646万5,000円を追加し、74億3,530万4,000円とするものでございませう。5ページ、第2表は地方債の補正でございませう。道路橋梁整備事業債は限度額6,450万円に280万円を追加し、6,730万円とし、公営住宅等整備事業債は限度額5,360万円に170万円を追加し、5,530万円とし、臨時財政対策債は限度額1億5,50

0万円に2,358万3,000円を追加し、1億7,858万3,000円とするもの
でございます。6ページと7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表で
ございます。8ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものについて説
明いたします。11款、地方交付税1項1目1節地方交付税に普通交付税の追加交付
として、1億8,402万7,000円を追加するものです。15款国庫支出金、1項
国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費国庫負担金に1,208万1,00
0円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金でござ
います。15款、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助
金に770万円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、
国庫補助金でございます。9ページをお願いします。16款、県支出金、2項県補助
金、1目1節総務費県補助金に2,915万円を追加するもので、県の新型コロナウ
イルス感染対策感染症対応総合交付金でございます。同じく2目民生費、県補助金、
1節社会福祉費県補助金に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、1,005
万7,000円を追加するもので、介護基盤整備事業として、公民館2か所の整備補
助金でございます。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は
地方交付税の増額に伴い、1億3,200万円を減額するものでございます。20款
繰越金、1項1目繰越金に1,744万円を追加するもので、純繰越金でございます。
10ページをお願いします。22款町債につきましては、5ページの地方債の補正で
説明いたしましたものでございます。11ページからは、歳出でございます。主なもの
について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、19目庁舎等建設費、12節
委託料に新庁舎網戸等取付け設計業務委託料として220万円。14節工事請負費に
新庁舎網戸等取付け工事費といたしまして、2,000万円を追加するものでござい
ます。13ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費、
18節負担金補助及び交付金に1,005万7,000円を追加するもので、介護基盤
整備事業として公民館2か所の整備補助金でございます。4款衛生費、1項保健衛生
費、2目予防費、3節職員手当等に新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤
務手当として749万7,000円。次ページ、7節報償費の集団接種謝礼を1,48
4万円減額して、12節委託料の新型コロナワクチン集団接種委託料に組替え、個別
接種の予防接種委託料を433万6,000円。集団接種会場運営委託料を570万
8,000円、合計で2,488万4,000円を追加するものでございます。15ペー
ジをお願いします。5款農林水産費、1項農業費、4目農地費、18節負担金補助及
び交付金に1,000万円を追加するもので、8月豪雨に係る小災害費補助金で小災
害復旧費補助金でございます。同じく5款農林水産費、2項林業費、1目林業総務費、
14節工事請負費に東部小岱線及び福山二城線の林道維持工事費として508万8,
000円を追加するものでございます。16ページをお願いします。6款1項商工費、
2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金に368万6,000円を追加するも

ので、新型コロナ感染症対策に係る営業時間短縮要請協力負担金でございます。17ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費に2,000万円を追加するもので、8月豪雨災害に係る維持工事費でございます。同じく7款4項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費に350万円を追加するもので、小原団地屋上防水外壁改修工事費の設計単価高騰に伴う増額分でございます。8款、1項消防費、1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金に631万8,000円を追加するもので有明広域行政事務組合消防費負担金でございます。19ページをお願いします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、12節委託料に2,000万円を追加するもので、8月豪雨災害に係る農地等災害の査定測量設計委託料でございます。2目林業施設災害復旧費、12節委託料に450万円を追加するもので、8月豪雨災害に係る林道災の災害査定測量設計委託料でございます。同じく10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、12節委託料に1,000万円を追加するもので、8月豪雨災害に係る公共災の査定測量設計委託料でございます。また、町道立山線地滑り災害観測委託料等として、921万8,000円を追加しております。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 第51号議案、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,651万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,389万8,000円とするものでございます。2ページをお願いします。歳入でございます。8款繰越金、1項繰越金に1,088万9,000円を追加し、3,588万9,000円とし、9款諸収入、3項雑入に562万2,000円を追加し、864万3,000円とし、歳入合計補正額1,651万1,000円を追加して、歳入合計を14億6,389万8,000円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出でございます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に50万円を追加し、150万1,000円とし、10款予備費、1項予備費を1,601万1,000円増額し、4,790万1,000円とし、歳出合計補正額1,651万1,000円を追加して、歳出合計14億6,389万8,000円とするものでございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。8款1項2目、1節繰越金に1,088万9,000円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。次に、9款諸収入、3項雑入、5目一般被保険者診療報酬等返納金1節返納金を562万2,000円追加するもので、これは3月分の一般療養給付費の精算によるものです。次に7ページをお願いいたします。歳出でございます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目被保険者保険税還付金、22節償還金、利子及び割引料に50万円を追加するもので、これは過年度分の過誤納金の

還付金でございます。最後に、10款1項1目予備費に1,601万1,000円を増額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして第52号議案、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,979万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,991万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に7,000円を追加し、1億4,912万4,000円とし、5款県支出金、3項県補助金に4,000円を追加し、1,003万4,000円とし、7款繰入金、1項一般会計繰入金に4,000円を追加し、2億962万6,000円とし、8款繰越金、1項繰越金に1,480万5,000円を追加し、1,980万5,000円とし、9款諸収入、3項雑入に497万6,000円を追加し、503万1,000円とし、歳入合計補正額1,979万6,000円を追加して、歳入合計を14億2,991万円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費に2万円を新たに追加し、1,304万5,000円とし、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に171万円を追加し、186万1,000円とし、8款予備費、1項予備費を1,806万6,000円増加し、2,666万2,000円とし、歳出合計補正額1,979万6,000円を追加して、歳出合計14億2,991万円とするものでございます。6ページ目をお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目1節地域支援事業交付金に7,000円を追加するもので、地域支援事業の包括的支援事業任意事業に計上する会計年度任用職員通勤費用に対する国庫補助金でございます。また、5款県支出金、3項県補助金、3目1節地域支援事業交付金に4,000円を追加するもので、同じく地域支援事業の包括的支援事業任意事業に計上する会計年度任用職員通勤費用に対する県補助金でございます。更に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目1節地域支援事業繰入金に4,000円を追加するもので、これも同じく地域支援事業の包括的支援事業任意事業に計上する会計年度任用職員通勤費用に対する事務費繰入れ分でございます。次に8款1項1目繰越金に1,480万5,000円を追加するもので、これは確定によるものでございます。7ページをお願いいたします。9款諸収入、3項雑入、2目1節過年度収入に497万6,000円を追加するもので、これは介護保険給付費国庫負担金の前年度精算分となります。8ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業、7目、認知症総合支援事業費、8節旅費に2万円を追加するものでございます。これは会計年度任用職員の通勤手当不足に対応するものでございます。また、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金利子及び割引料に171万円を追加するもので、介

護給付費負担金、105万1,000円をはじめ、地域支援事業交付金の国庫及び県費分返還金等でございます。最後に、8款予備費、1項予備費、1目予備費に1,806万6,000円を増額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第53号議案、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,682万円とするものでございます。2ページをお願いします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金に53万8,000円を追加し、53万9,000円とし、歳入合計を1億4,682万円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出でございます。4款予備費、1項予備費に53万8,000円を追加し、54万2,000円とし、歳出合計1億4,682万円とするものでございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款1項一目繰越金、1節繰越金に53万8,000円を追加するもので、確定によるものでございます。7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。4款1項1目予備費に53万8,000円を増額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋永芳政君) 建設課長。

○建設課長(嶋永健一君) 第54号議案、令和3年度南関町下水道事業補正予算(第2号)について御説明いたします。1ページをお開きください。総則第1条は、令和3年度南関町下水道事業の補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。第5条に債務負担行為の追加を行うことに伴いまして、当初予算の条文がずれることを説明したものでございます。債務負担行為、第2条は、令和3年度南関町下水道事業予算、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の2の次に次の1条を加えるものでございます。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及びその限度額は、次のとおりと定めるものでございます。これは、現在契約している浄化センターの維持管理業務が令和4年3月31日をもって完了するため、次年度以降も引き続き維持管理業務を委託するにあたり、次の4年間の予算枠を確保するため、債務負担行為を起こすものでございます。事項浄化センター維持管理業務委託期間、令和4年度から令和7年度の4年間限度額は2億525万8,000円とするものです。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋永芳政君) 総務課長。

○総務課長(古澤平君) 第55号議案、物品売買契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由につきましては、事務用タブレット端末の購入について、物品売買契約を締結するにあたり、予定価格700万円以上の財産の取得につ

いては、地方自治法第96条第1項第8号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。議案書をお願いします。契約の目的は、事務用タブレット端末の購入でございます。納入の場所は南関町役場。入札の方法は指名競争入札。契約金額は693万円。契約の相手方は、熊本県熊本市中央区新市街11番18号。富士電機ITソリューション株式会社熊本支店、支店長、佐々木敬次。納期は、議会の議決を得た日の翌日から令和4年1月31日まででございます。以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第56号議案、南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、提案理由及び内容について御説明申し上げます。提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日より施行され、同法の規定に基づく南関町過疎地域持続的発展計画を定めるにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるためでございます。計画策定に際しましては、熊本県過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村計画を定めるとされており、方針決定後にパブリックコメントを実施し、県との協議を終えましたので、今回御提案いたすものです。それでは、内容について御説明いたします。次のページをごらんください。表紙にありますように、計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間でございます。次のページは目次で章立てにつきましては、法律で定められておりますので、それに基づいて構成をしております。3ページから9ページの1、基本的な事項では、(1)概況(2)人口及び産業の推移と動向、(3)行財政の状況、(4)持続的発展の基本方針、(5)地域の持続的発展のための基本目標、(6)計画の達成状況の評価に関する事項、(7)計画期間、(8)公共施設等総合管理計画との整合を述べております。10ページは、2、移住定住地域間交流の促進、人材育成、11ページから14ページは、3、産業の振興、15ページは、4、地域における情報化、16ページから18ページは、5、交通施設の整備、交通手段の確保、19ページから20ページは、6、生活環境の整備、21ページから22ページは、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、23ページは8、医療の確保、24ページは9、教育の振興、25ページは、10、集落の整備、26ページは、11、地域文化の振興等、27ページは、12、再生可能エネルギーの利用促進28ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで(1)、現況と問題点、(2)、その対策、(3)計画としての具体的事業名を述べております。最終ページは、過疎地域持続的発展特別事業分でソフト対象事業として、再掲をいたしているものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第57号議案、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につき

まして、提案理由及び変更する協定の内容について御説明いたします。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり玉名市と締結するもので、提案理由は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を玉名市と締結するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それでは、変更する協定の内容について御説明いたします。次のページを御覧ください。平成28年8月8日付けで、玉名市、甲と南関町、乙との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結するもので、別表第1、生活機能の強化に関わる政策分野。次ページの3教育、2項目めに、博物館等の共同利用の促進及び文化遺産の活用を追加し、次ページ、5のその他2項目めに持続可能な圏域づくりを追加し、次ページ、別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。2のデジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備に、自治体ICT基盤の整備を追加し、4の地域の生産者や消費者の連携による地産地消に地産地消の推進を追加し、次ページ、5の地域内外の住民との交流・移住定住。1項目めに関係人口の創出及び2項目めに、遊休不動産等の利用及び活用の促進を追加するものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。ここで昼食のため、休憩をとります。

-----○-----
休憩 午前11時50分
再開 午後1時00分
-----○-----

日程第22 一般質問

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の一般質問に備えて退室させました職員を入室させておりますので、報告します。日程第22、一般質問を行います。発言の通告がありますので、順次発言を許します。4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 4番議員の立山です。一般質問を行いたいと思います。まず、質問事項です。来年の町長選挙について質問いたします。1番。任期満了を町長議員とも迎えますが、町長の三度目の出馬の意向をお尋ねをします。2番目に出馬表明をされるなら、2期目のマニフェストの成果もお尋ねをします。3番として町政を担うこととなった場合、その抱負を尋ねたいと思います。それからもう一つの質問事項ですけれども、8月に集中豪雨を受けました。その集中豪雨に遭ってハザードマップが4校区に配られたと思います。それで、そのハザードマップに適合する土石流警戒区域・急傾斜地の浸水区域・崩壊区域など前回配布したハザードマップの適合についてをお尋ねします。後の質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 4番、立山比呂志議員の来年の町長選挙についての御質問にお答えいたします。まず、一つ目の「任期満了に町長、町議ともに迎えるが、町長の三度目の出馬の意向を尋ねる。」についてお答えいたします。平成26年4月9日に第16代南関町長に就任させていただき、2期目も3年5か月が経過しましたが、この間、町議会議員の皆様、町民の皆様方の御支援と御協力により、南関版コンパクトシティ構想の中心となる町の一大事業でもある役場庁舎等の建設も年内完成を迎える運びとなるとともに、国の1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きにも合わせた、南関町らしい町政運営が出来たことを改めて感謝申し上げる次第であります。しかしながら、現在は、新型コロナウイルス感染症が全世界へ広がる中で、南関町も例外ではなく、経済面・安全面でも著しく脅かされる状況が続いております。また、令和2年の7月豪雨、本年8月の梅雨明け後の豪雨により、町全体に甚大な災害が発生し、町民の皆様にも深刻な被害と御心配をおかけしている中で、私は、何としても、南関町が安全・安心で、本当に住んでよかった・住み続けたいと思っていただける町になれるような政策の実現に向けて、引き続き、全力で町政のかじ取りをさせていただくために、次期町長選挙に出馬したいと考えております。次に、二つ目の「出馬表明されるなら、2期目のマニフェストの成果も尋ねる。」についてお答えいたします。私は、1期目の就任当初より「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備」を町づくりの3本の柱として、町づくりに取り組んできたところであります。私の2期目のまちづくりのマニフェストとなる「難関突破18策」の中から幾つかの成果について御紹介させていただきたいと思っております。まず、【地域住民の声を反映できる開かれた行政運営の実現】につきましては、昨年度はコロナ禍のためアンケート形式で実施しましたが、毎年度の地域談会の開催や私が直接出向いての出前講座、各種団体等の会合へもできる限り出席して、多くの方の御意見や御要望などもお聞きして町政に活かせるように取り組んできたところであります。次に、【災害に負けないまちづくりの実現】については、町内の全地域に設立された自主防災組織や防災士の会を中心に、自主的な防災訓練を実施していただくとともに、関係機関や各種団体との連携を強化し、町主催の防火訓練も実施しております。また、現在、防災行政無線のデジタル化や洪水ハザードマップの作成も進めているところであります。【町民の憩いの場となる新庁舎等の建設と南関版コンパクトシティ構想の実現】については、熊本県より県内で初めて、県立南関高校跡の敷地・校舎等を無償で譲渡いただき、公共施設の集約を図り、町民の皆様よりどころとなるとともに、防災関係施設・機能も同敷地内に整備する計画を進めているところであります。また、ハード面の整備後には、町内全体のソフト面も含めた計画となる「南関町地域未来構想・基本計画」を策定中であり、将来の町のあるべき姿を町民の皆様とともに創り上げていきたいと考えております。【住んでよ

かったプロジェクト推進事業の更なる推進】については、令和2年度に全事業の精査を行い、「住んでみたい町を目指すことは勿論だが、住み続けたいと思ってもらえる町を目指す。」をコンセプトに、子ども医療費助成の高校生までの拡充や、「関所っ子応援金」を出生時の祝い金だけではなく、小中高校への入学時にも5万円を交付するとともに、転入者・在住者の申請要件を統一するなど、新しいプロジェクト内容として事業の充実を図ったところであります。特に、出生から高校入学、就職時まで、切れ目のない子育て支援を行うこととしました。【南関町加工品開発センターの活用と六次産業化の推進】については、ふるさと応援団との連携により、ふるさと納税の返礼品や通販の品物として活用できる加工品の開発を進めており、これまでに約40品目が商品化されており、多くの一般団体やふるさと応援団の会員の皆様にも施設を利用いただいております。今後も、多くの方々に利用していただき、新たな加工品の開発・販路開拓により所得の向上及び人材の育成に努めるとともに、六次産業化を推進して参ります。次に、【トップセールスによる企業誘致活動及び企業支援の更なる推進】については、就任後には、富士ダイス・熊本製造所の新工場、荏原製作所精密・熊本工場、荏原フィールドテック九州工場、橋本製菓新工場、エイティー九州第2铸造工場、ヤマチク新工場ほかの新設・増設など大規模な投資とともに雇用の創出に努めてきたところであります。ただ、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、企業の本社への訪問や情報交換が行えないような状況でありましたが、水面下では数社の立地協議を進めており、世界的な半導体関連企業の動きも見逃すことなく、今後も、企業の新設・増設及び雇用の創出を図り、産業の振興と町税収入の確保に努めて参りたいと考えております。また、地元の企業・学生等に町内の企業を知っていただくための「ものづくり企業ガイドブック」の作成や役場ロビーに求人情報を掲示し、企業と求職者のマッチングも進めて参りました。【乗り合いタクシー運行と交通体系の充実】では、町民の皆様の要望にお答えする形で、平成30年1月からは、土曜日運行を開始し、1日10便に増便するとともに、令和元年11月より乗用車タイプ・7人乗りのタクシー1台を追加導入し、より細部まで行ける体制を構築し、利用者の利便性の向上を図りました。また、路線バスの運行では、令和元年10月より産交バス熊本線を廃止し、その他の路線についても利用者数等を調査し、費用対効果も含めて町全体の公共交通の調整を図って参ります。【子育て世代包括支援センター機能とファミリーサポートセンター事業の充実】では、赤ちゃん訪問や心理士の子育て相談を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施しました。また、ファミリーサポートセンターでは、利用料の見直しにより更に利用しやすい制度にするとともに、事業の周知と利用促進を行い、安心して子育てが出来る環境づくりに取り組みました。【生活支援体制整備事業の推進】では、町社協との連携により、生活支援コーディネーターを中心に、高齢化に伴い発生する課題に対し、地域に支え合いの輪を広げることを目的に、福祉関係者を主体とした協議会を結成しました。ま

た、日常生活に困られている高齢者や障がいをお持ちの方を対象としてお手伝いする会員制の相互支援活動「もやい生活支援サービス」をスタートし、依頼会員と協力会員を町社協が仲介し、1回30分以内300円で、ゴミ出し、薬の受け取り、デイサービスの準備、買い物代行、弁当配達、話し相手等のサービスを提供出来るようになりました。【医療費の適正化と健康づくりの推進】では、特定健診受診者のフォローアップ、腎症重症化予防対策として、保健師等による保健指導・訪問指導の強化に努め、未受診者への勧奨、特に若年者を行い、受診率の向上に努めるとともに、特定検診、個別・集団、ふるさと総合健診、脳ドックの周知・啓発等も推進しました。【圃場整備の推進と集落営農組織の設立支援】については、圃場整備を引き続き推進しており、第2南関地区と位置づけ上長田地区の事業に着手し、日明、今、久重南、長山東の各地区においても事業採択に向けた調査・計画策定等を進めていくこととしております。また、青年農業者クラブ・がまだす隊の新規加入者の増など、新しい担い手の確保と育成においても、各地域に新規就農者が生まれておりますので、各地域での集落営農組織の設立とともに、しっかりとした支援を継続していきたいと考えております。【有害鳥獣被害の削減に向けた対策】については、地域ぐるみでの対策として、「えづけSTOP対策事業」を町内全域で推進するとともに、猟友会、捕獲隊、JA、各地域等と連携し、捕獲従事者の確保及び被害防止対策を推進してきたところです。今後も、更なる対策の強化のために、猟友会の組織力の充実と新たな担い手の確保・育成に努めて参ります。【地域とともにある学校づくり】については、学校を核として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取り組みを推進しました。また、子どもにとっては人としての生き方を学ぶ場として、職場体験学習の拡充などによりキャリア教育の一層の工夫・充実を図るとともに、南関町でしか体験出来ないような小中学校での社会福祉貢献活動や地元企業等とコラボした様々な取り組みを行っております。【元気づくりシステムとライフステージにおけるスポーツの推進】については、住み慣れた地域で、高齢者が生き活きと活動的に暮らせるまちを基本理念として、総合事業の推進と地域包括支援センターを核とした地域包括ケア体制の充実・強化及び元気づくりシステムをはじめとした介護予防事業の強化を図って参りました。元気づくりシステムを活用して、各地域の集会所等で実施されている教室数も現在は57か所となり、高齢者の生涯を通じた体力づくりや認知症予防対策にも大きな役割を果たせるようになりました。また、介護予防事業の強化を図る地域を対象として、県の100%補助で実施している地域の公民館や集会所等の建設・改修を行う介護基盤整備事業も今年度事業分も含めて34か所となり、地域コミュニティの強化に繋がっております。なお、幼児から高齢者までの体力づくりとスポーツに親しむ機会は、NPO法人A-lifeなんかんと連携より南関町の特色を生かした充実した内容になっていると思っております。最後に三つ目の「町政を担うことになった場合、その抱負を尋ねる。」についてお答えいたします。先ほども申しましたとおり、令和2年・

3年においては、新型コロナウイルス感染症が全世界へ広がる中で、南関町も例外ではなく、経済面・安全面でも著しく脅かされる状況が続いております。南関町においても、感染者をできる限り発生させない対策と併せ、希望される方が早期に安心してワクチン接種が出来る体制を維持し、新型コロナウイルス感染症の終息に向けた取り組みを引き続き推進して参ります。また、令和2年の7月豪雨、本年8月の梅雨明け後の豪雨により、町全体に甚大な災害が発生し、町民の皆様にも深刻な被害と御心配をおかけしている中で、被災が大きかった関川については、昭和58年以来となる「災害復旧助成事業」として、南関町・荒尾市の区域において、令和5年度までに30億5,000万円の事業費により堤防のかさ上げや河床の掘削などを行い、豪雨が発生した際の河川の越水防止や水位の低下を図ることとなりました。今後も、町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、国・県と連携し、早期復旧・復興を進めて参ります。このほかにも、本町においては、将来に亘って住んでよかったと思える、発展し続ける町となるためには、幾つかの問題や課題が残されております。一番大きな課題としては、全国的な人口減少や少子高齢化が加速する中で、南関町が人口減少を克服し発展的にどう生き残っていくかであり、庁舎等の完成後には、庁内全体を網羅した南関版コンパクトシティ構想を総括するような計画となる「南関町地域未来構想・基本計画」や圃場整備の推進、営農組織の設立等による本町の基幹産業である農業の振興、デジタル化の推進、ここに来て動き出している企業誘致の推進と雇用の拡大などであり、何よりも、誰もが安全・安心に暮らせるようなハード・ソフト両面の環境整備であります。このように、町民の皆様が幸せを感じていただけるような政策の実現に向けて、全力で町政のかじ取りをさせていただきたいと考えております。若輩者ではありますが、今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。次に、「8月の集中豪雨について」の「土石流警戒区域・急傾斜地の浸水区域・崩壊区域など、前回配布になったハザードマップとの適合について尋ねる。」についてお答えいたします。今回の8月豪雨につきましては、11日水曜日、午後2時40分に大雨警報が発令され、その後も雨が続く予報であったため、午後3時に町災害対策本部を立ち上げ、翌日午前10時に交流センターを自主避難所として開設し、11時30分に町内全域に高齢者避難を発令し、8世帯9人が避難されております。また、午後0時30分に、土砂災害警戒警報が発表され、地域防災計画で定める土砂災害における避難指示の対象区域である前原笛鹿、楮原、萩の谷、福山、北の辺田西、大西、井出、次郎丸、大場の9地区を対象に避難指示を発令し、併せて、うから館、ふれあい広場、南町民センターの3ヶ所の自主避難所を追加開設しており、最大で16世帯26人が避難されております。なお、11日水曜日、午前8時から雨が降り始め、14日土曜日の午後11時までの約4日間の連続雨量が772ミリとなっております。時間最大雨量は、12日木曜日午後1時の56ミリ、最大日雨量は12日の午前6時から13日午前5時までの328ミリとなっております。特に、12日の午後

0時の34ミリ、午後1時の56ミリ、午後2時の12ミリと、3時間で102ミリの大雨が降っております。この影響で、午後1時頃、長山草村の県道荒尾・南関線が冠水、午後1時20分頃、国道443号線の中山交差点が冠水し通行止めとなりました。しかし、今回は、時間20ミリを超える大雨がその後連続して降っていないため、約1時間程度で通行止めを解除することが出来ました。そのほかにも、床下浸水が1件、土砂崩れによる一部損壊が2件発生しております。また、現在、建設課が取りまとめを行っておりました災害報告では、被害報告件数が全体で270件あり、うち町道等の被害が56件、農地などの被害が168件、その他県道や県河川の被害が46件となっております。災害として採択できるものは町道等が11件、農地等が88件で、併せて99件の見込みであり、残りにつきましては、維持工事又は小災害で対応することとし、林道災害につきましては2件発生しております。議員御質問の、6月に配布しましたハザードマップの浸水想定につきましては、今回新たに、関川における最大日雨量993ミリを想定したものを掲載しておりましたが、今回の雨量につきましては、最大日雨量328ミリであり、昨年7月豪雨の最大日雨量556ミリと比較しましても想定内となっております。しかしながら、今回の豪雨につきましては、大雨による河川の氾濫に伴う浸水被害よりも、継続的な大雨による土壌雨量の増加に伴う土砂災害が危惧され、11日水曜日から19日木曜日の9日間にわたる土砂災害警戒情報の発表及び大雨警戒の継続に伴う9日間の警戒態勢となりました。幸いにして、線状降水帯による長時間の集中豪雨が発生しなかったため、大規模な土砂崩れが発生しませんでした。仮にももう少し多く雨が降っていた場合を想像すると、さらに、避難対策の徹底と連絡体制の強化を行う必要があると肝に銘じたところです。土石流警戒区域・急傾斜地・崩壊区域・浸水区域など、今回の大雨の被害箇所を検証し、現行のハザードマップに掲載していない箇所につきましても、今年度未完成予定のハザードマップに反映するよう担当者にも指示を出しているところであります。以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長が答えます。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。ありがとうございました。任期満了まで、まだ半年ぐらいありますので、まだ2期目のマニフェストの成果を加速していただきたいと思えます。それから今年、旧南関高校跡地に新庁舎が出来ます。町政を担うこととなった場合、心機一転、町のために、全町民のために本当に住んでよかったと思えるまちづくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから続きまして、二つ目のハザードマップのところをちょっとお尋ねしたいと思います。ハザードマップの1番右上にこう記されています計画規模（L1）洪水浸水想定区域は、おおむね100年に1度程度起こる想定最大規模（L2）洪水浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こると。大雨を想定して書いてありますけども、現

在ではこの計画、規模L1が毎年起きてもおかしくない状況にあると思われま。そこでお尋ねをしたいのが、先ほどちょっと町長からもお答えになりましたが、昨年の7月の豪雨と今回の8月の豪雨は少し相違点があると思います。それで今回、豪雨による警報や、警報の出し方、それから先ほど言われました避難所の開設、それは本当に速やかに行い適切だったのか、それとも、もっとこうしてよかったのかというところを少しお尋ねをしたいと思。いますよろしくお願。いします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 議員質問の今回の対応につきましてですけれども、ちょっと反省点というのがございます。一つはですね、土砂災害警戒情報が発令されて、その後、継続的に大雨となっておりますけれども、土壌雨量がかなり高い数値が続いております。南関町全域に土砂災害による特別警戒区域というのがございますけれども、今回、地域防災計画に掲載しております、区域にのみに避難指示を発令しておりましたが、結果的にはそれ以外の地区でも土砂崩れが発生しておりますので、もう少しその危険区域あたりを絞り込んで、そして、全域的に出せるような体制をとりたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。それからもう一つ、各避難場で避難された方がいらっしゃると思。いますけれども、その方々の避難の理由ですね、要は、私のところは崖崩れが心配だとか、私のところは洪水が心配だとかそういう、理由を避難所でアンケートとか聞かれたっていうところはありますか、その辺どうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 避難された方々に対して、個別にどういう理由で避難されたかという理由はお聞きしておりません。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。もしよろしければそういうところを聞いて、何で避難されたのか、ひとり住まいとかそういう方もいらっしゃると思。うので、そういうところを聞かれてそれをまた、ハザードマップに生かすというところを今後徹底していただきたいと思。います。それをお願いしたいと思。います。それから今度災害のほうですけれども、今、現在通行止め何箇所ぐらいございますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。現在通行止めの箇所につきましては、2災から続いております通行止めがござ。います。それが3箇所と今回災害で通行止めをまだしてるのが1箇所、計4箇所がまだ通行止めでござ。います。

○議長（橋永芳政君） はい4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい、ありがとうございます。その通行止めのか所なんですけれどもなんちゅうかな、迂回路。ずっと手前からちょっと看板とかそういうところは

ちゃんと整ってますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、場所によっては迂回路を設けておりますが、大半の区間はそこまでは準備出来ておりません。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい。私も何回もこう通るときにやっぱり迂回路の表示があって、早めにこう指示していただければ、そっちに迂回できるのでその辺はちょっと、早めに迂回路をちゃんと指示をしていただきたいと思います。それからちょっと災害のほうなんですけど、大きい災害のほうは、工事は多分、適切にできると思いますけど、私がちょっと注目したいのは小災害、農地は、農業施設の小災害ですね。昨年、多分取下げたところも10何箇所ぐらいであったと思います。今年も多分、ひよっとしたらそういうところがあるんじゃないかなと思って心配してるところなんですけども、そうするとますますこう農地が荒れる、手をつけられないというところが、多くなると大変なことになりますので、そういうところが何かこう手だて出来ないかなというのをずっと考えるところなんですけど、農業委員のほうでも多分、パトロールがあってそういうところで話が出てくると思いますので、農業関係そういうところを何か手だてが出来ないかなとは思ってますけど、農業委員会のほうで何かそういう手だてとか出来ますかね、それはどうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。今の農業委員会での手だてっていうのが、ちょっと難しい状況に今のところあります。以上です。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、小災害がどうしてもやっぱりこうなんですけど、今もそうなんですけど、皆さんも、町道通っているとそのままがけを崩れてそのままですよ、田んぼに木が倒れてもそのまま、だからそういうところをですね何かこう、税金対策でもいいし、建設の何かそういうところがあればなあと何つうか手助けが出来ないかなと思ってますけど、今後、建設課長その手立てできる見通しとか何かありますかね目安が。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。ただいまおっしゃいました目安につきましては、今のところ特に持っておりませんので、対策は出来ないかと思えます。ただ、隣接で業者が工事に入りますんで、そのときに少しサポートしていただくとか、そういう御協力ができるかと思っております。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、よろしければそういうサポートを本当ちょっと行って、少しでもこうなんちゅうかな崖崩れのところを少し手直しできる体制を何か作って

いただいて、荒地っていうかその崖崩れのですね、荒地をなくしていただきたい
と思っております。それから、ちょっと時間ありませんけどもちょっともう一つ二
つですね、今回、町道に木とか竹が倒れている箇所が何箇所かあったと思うんですけ
ど私もこの間四ツ原集会所の上のほうに枯木が倒れてまして、それはちょっと1人で
どけきれなかったんで建設課に頼みましたが、今回、台風じゃないんですけどそう
いう倒木とか竹の出動回数って何回かありましたか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 風倒木は土砂崩れによる風倒木が発生したところが3件ございま
した。それと、竹とか小さな木が倒れたところが3箇所。であとうちのパトロールで
回ってる職員が、竹を1箇所切った所が3箇所計9箇所ほどございました。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。先ほどちょっと四ツ原集会所言いましたけど、その横
にもう一本、なんちゅうかな、枯れた木が残ってます大きい木がですね、だけん、要
は何を言いたいかというと点検ですね。建設課でも経済課でもいいんですけど町道と
か農道とかに回られたときにそういう、木が倒れてる予想ですね、そういうのを事前
に何かこう切る伐採とか、そういうのが出来ないかなと思ってますので、そういうと
ころを何かこう、補助金でもいいし、その土地の方が切るのはちょっと難しいかもし
れませんが、何かそういう、とがあれば、こういう緊急時にその木、もともと切っ
とけばそこに出動なくていいからですね、今から多分職員さんの人数も減っていく
んで、そういう点検のときに切る体制を何か考えてほしいと思っております。それで余談
なんですけど、その木が木っていうのもですね今、空き家が多くなっています。空き家
の木が庭木とか何とかがもう、町道ちゅうか道にはみ出してるところが結構目立つ
んですよ。あれを切る歩方法というのは、課長何かありませんかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。個人の財産につきましては、なかなか難しいでございま
す。うちのほうも、どなたが持つてるかうちで調べまして、その方にたどり着ければ
許可をいただいて伐採させていただいております。ただ許可がないものにつきましては
は、切った後にその方が気づかれて言われた場合はこれはこちらが訴えられたりしま
すんで、基本的には、地域の方の区長さんとか、民生委員さんとか、御存じの方にお
伺いして、大丈夫でしょうか、ということで了解を得たものについては、道路法上該
当するものに関しては町のほうでしっかり対策をしたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 建設課のほうで、出てる木の伐採の目安とか書いてあったん
で、もしよろしければもう早めに手だてせんと本当に御存じの通りその近所にもあ
りますよね、もうこんなに出てるのがね。そういうところがあるので、もしよければも
う早めに、そういう対策をとって切っていただきたいと思っております。それちょっ

と余談にありましたけどそういうところも加味して、パトロールとかですね、そういうのをさせていただきたいと思って、質問しました。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で4番議員の一般質問は終了しました。続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） こんにちは。6番議員の井下です。今回は、ヤングケアラーについて尋ねたいと思っております。現在コロナ禍の中、密を避けながらあるいは換気に気を配りながらの学校生活に携わっておられる先生また、ほか関係者の方々には非常に窮屈な状況で、クラスターが発生することもなく、指導されていることに関しましては、本当に頭が下がる思いであります。これまでの学校内での問題として大きく取上げられたことにつきましては、例えば、いじめ問題、不登校問題等がありますが、近年では、18歳未満の子どもが親や兄弟、祖父母などの世話や介護するヤングケアラーという言葉をよく耳にします。そのヤングケアラーと呼ばれる割合が、中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%に上ると、今年春に厚生労働省と文部科学省により公表されました。また、県の教育委員会、学校安全安心推進課においても、既に職員や管理職の研修を通して、ヤングケアラーについての周知も始め、アンケートをとることにより、実態把握に努めているとのことが7月2日の熊日新聞にも掲載されていました。今、現在南関町において、対象となる児童生徒がいるいないにしても、今後この対象となり得る人は増えることはあっても、減ることはないものとして捉えております。これに関して町としては、どう認識されているかお尋ねしたいと思います。まず一つ目として、町はこのヤングケアラーについてどのように認識されているか。二つ目には、その実態調査も南関町でもされているのか、そして最後に、こういった問題が発生した場合における町の対策、取組などあれば尋ねたいと思っております。以上3点です。この後は自席にて続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下忠俊議員の「ヤングケアラーの現状と今後について」の御質問にお答えいたします。まず、一つ目の「ヤングケアラーについてどのように認識されているか」についてお答えします。本年5月から6月の新聞等で「ヤングケアラー」という言葉を目にするようになり、『大人が担うような責任を引受け、病気や障がいなど、ケアが必要な家族の世話や家事をする18歳未満の子ども』のことと知ったところでした。そして、国の調査によりますと、クラスに1人から2人の割合で該当者がいて、当事者としての自覚もない場合も多く、その認定を始め、支援など、とても難しい部分もあるという思いであります。ただ、昨年から、コロナ禍が続く中で、特別な支援を必要とする子どもたちも増える現状にあり、そういう子どもたちに寄り添う場合には、新しくヤングケアラーという視点からの関わりの工夫も必要になって

くると認識しているところであります。次に、二つ目の「南関町において、その実態調査はなされているか」についてお答えします。調査の実施に当たっては、対象とする児童生徒の範囲をはじめ、ヤングケアラーという言葉の認知や理解などを含めた内容等も検討する必要があり、現在までには、町また教育委員会では具体的な調査は実施しておりません。最後に、「今後における町の対策、取り組み」についてお答えします。本件においては、まず、町の子どもたちの実態把握が重要で、今後実施される県の調査を待って、アンケート調査の実施や、状況によっては、個別の面談により子どもたちの困り感等の聞き取りの中で、その把握をするなど、取り組みの工夫をする必要があると考えております。また、前回の6月議会定例会において、11番境田議員の「コロナ禍での子どもを巡る問題も深刻化、複雑化している現状と対策を尋ねる。」の御質問に教育長から「本年度は、福祉課や社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカーとタッグを組んで、幾つもの課題を抱えている子どもの生活環境の改善に向けて動き始めている旨」の答弁がありましたように、ヤングケアラーの子どもについても同様のスタンスで支援策を工夫していかなければならないと考えております。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細につきましては、教育長または担当課長がお答えいたします。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。まず一つ目のその認識についてですが、まだこの問題自体が非常に浅い問題ではありますけれども、これは本当に大事な問題、今後につながる大きな問題としてとらえることも必要だと思っております。ですね、その認識しているだけでは、何も事が進まないと思いますので、このヤングケアラーという言葉自体がまず、広く浸透していない状況に今あると思います。なかなか踏み越えることのできる境界線というのは、これは非常に難しく、なかなか踏み込みにくい、判断しにくい問題ではありますけれども、やはりこれから、人々に広く知ってもらうことがまず大事になってくるんじゃないかと思っておりますが、南関町においても県と同じように教職員の方たちに対して、こういった周知をもうされておりますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。学校の先生といいますか、校長会等あたりを通して、校長先生あたりに、このヤングケアラーという問題が今話題になっているというところで、どういうものかっていう部分も含めながら、周知を図っているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） はい。その中で例えば、今南関町にその対象となるような生徒が、おられるように感じられますでしょうか。また、全く今、そういうのが表に出てなくて、まだそこは把握されてない状態なんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。具体的な調査として把握はしておりませんが、不登校とか、あるいは生活の上で課題を抱えている子どもさんあたりの状況を見ていくと、それに、当てはまる子どもさんも、1人2人いるのかなという思いを持っております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そこにそういった対象となり得る子どもがもしおられるんだしたら、それはそれでもうしっかり受け止めていかなければならないことだと思いますけれども、まず、いじめ同様にそういうのは存在しません、いじめはありませんという言葉をよく聞きますけれども、目に見えないところでそういうことも起こっています。そういったのと同じように、こういったヤングケアラーの対象になり得る子どもがまずいるんじゃないかという、その意識を持って対処されたほうが、今後の対応も迅速に出来ていくと思いますので、まず南関には関係ないとかそういったような考えは、まず持たないでいてほしいと思っております。アンケートについて、まだやっていないということでしたけれども、確かに県の行ってるアンケートと、南関町で行うアンケートに関しては全く南関町が当てはまるとは考えられません。その土地においても生活様式においても南関町と県とは大きく隔たりがある部分もあります。だから、同じようなことを聞いて、同じような対策をするじゃなくてですね、この南関町だからこそこできるような対策もあると思いますので、ある程度県や国を参考にしながらでもそういったアンケートをいち早くやはりとって、南関の実情をつかんでおく必要があるんじゃないかと思っております。だからこれは早急についていかもう今週来週というわけにもいきませんが、早速進めるというところで、これは考えておいてほしいなと思っております。ただ、そのアンケートを取る部分において、これは先ほども申し上げましたとおり、非常にデリケートな部分がありますので、興味本位と捉えないように、ただ知りたい、聞きたいじゃなくて、そこから何とかこう対応策に結びつけられるようなアンケートをとってもらえればと思っております。その辺はどうですかね、そういったつもりでアンケートをとってもらいたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。まず議員のほうからお尋ねがありましたけど、いろんな形で子どもたちと学校では接していきます。その接し方の一つに、ヤングケアラーの観点といいますか、視点といいますか、そういう部分も常に持った形で、聞き取り調査等、あるいはヒアリング等を実施していけたらなというふうに思っているところです。もう1件は実態把握という部分でアンケート調査等の実施についてですけど、先週の金曜日にですね、ちょうど県の調査方法といいますか、内容が降りてきまして、それを見ていきますと、一つは学校の対応の仕方といいますか、そういう部分を県内全学校にアンケートで聞き取る調査をします。それと、直接子どもたちに関わる実態調査といいますか、その部分については、中学生では2年生、高校生は2年生、その

学年に限られた子どもたちを対象にしているようです。そしてもっと低学年になりますと小学校あたりの状況については、なかなかやっぱりヤングケアラーっていう認識っていいですか、何をもちえてそう判断するのか、やっぱり子どもたち自身も難しいところがありますので、その部分については、県内で10校ほど抽出調査をして、学校の先生がたに、確認をしていただくといえますか、そういう流れになっているようでもあります。そういうところで、今月中を一応調査期間、11月に結果の公表っていう部分で進んでいきますけど、南関町のほうでは、小人数という部分もありますから中学生あたりについては、割と県の調査に準じた形で実施できるのかなと思うんですけど、その部分も踏まえながら、今の課題を抱える子どもさんあたりで、直接、関わっている状況といえますか、事案あたりもありますのでそういう部分とあわせて、そのヒアリング等を更に充実しながら、ヤングケアラーの子どもさんの確認といえますか、把握を進めていきたい、そんな思いでおります。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） その辺のところは非常にデリケートな問題も重なりますので、しかし、大事なことです。県がそういうふうな形で進めてあるということでしたら、南関町もそれに添うしたやり方で、まず調査から入るようにしてもらいたいと思っております。このヤングケアラーについてはその多くの方が、そこに悪い人はもう存在しないというような認識で自分はおります。誰を責めることでもありませんし、いつもどおりの日常があったり、また家族を悪者にしたくない、そういった間違っただけの思いもあるかもしれませんが、またほかに誰かにですね、友達に相談を考えた時に、特に小学生においては、子ども同士ということもあり、その介護になかなか理解してもらえない。そういうこともあって、表面化はなかなかしにくい問題です。また、今の子どもたちは、周りの人に対して話をするのではなくて会話の先には、多くがSNS等を使った、つぶやきとか、そういった形で利用されておりますのも、そういった広く知られていないところの原因の一つかもしれません。本当に、だからといってなかなかこう調べるに踏み込むことが出来ない、難しい問題ではありますけれども、町としての対策の中に先ほどスクールソーシャルワーカーという話が出ましたけれども、私もこのスクールソーシャルワーカーの存在が非常にこれは大きく関わってくると思います。今、南関町の小・中学校では、どのような人員配置になっていますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。スクールソーシャルワーカーの配置ということですけど、教育委員会として配置しているわけでもありません。県教委のほうから、教育事務所を通じて、一応、南関中学校を拠点校にして、関係の小学校も、南関中学校拠点としてスクールソーシャルワーカーの方に、今、動いていただいているところです。その部分で、福祉課と一緒に連携しながら、いろいろな子どもたちの困り感といえますか、

そういう部分の改善につないでいただいているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君）そこでちょっと尋ねますけれども、中学校に1名配置されているということですが、それは各小学校から何か問題があれば中学校のほうに意見を出す。それか、中学校のほうから各小学校に対して聞き取り調査を行う。あるいはその両面、こういった形の連携になってるのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。ケースバイケースなんですけど、福祉課が中心になる場合はケース会議等を開催して、日にちあたりを設定して、時間あたりを設定して、学校に集まるのか、役場に集まるのか、そういうのを検討しながら、最終的にはそのスクールソーシャルワーカーの方を中心に家庭の中に踏み込んでいただいて、支援できる対策等を検討していただいているところでございます。だからこういうときはこうだっという、部分があるんじゃないかと、寄ってこんな対応をしましょうという共通認識のもとで、その対応の方向性を決めていく、そういう流れになっております。

○議長（橋永芳政君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君）そういうことであるならば、きちんと連携が取れているという認識でいいかと思えますし、非常にそれは安心できることだと思っております。非常に心強いんじゃないかと思えます。この言葉的には、最近よく聞くようになりましたけれども、こういった問題は以前から表に出てないだけであつたんじゃないかと思っております。これがもう普通の日常の家庭での当たり前のことだったとしてもですね、今だから、ヤングケアラーという言葉で表面化してきてますけど、これは本当に日常に行われてきたこともあると思えます。だから、もちろんここ数年、もうその時だけじゃなくて子どもの数年にわたって小学校から中学校に移るなり、そういった家庭の中でも数年をまたいだところの子どもの変化にも十分な対応と注意を払っていただきたいと思います。もちろんですね、学校、学業、スポーツ、またいじめ等に対する意見交換ももちろん大事ですけども、このヤングケアラーに対しても今後これは大きな今後課題の一つになってくると思いますので、是非よろしく願いしておきます。けどですね今、こういうふうに自分が言ってますけれども、問題の解決をですね、そのスクールソーシャルワーカーの方に全て押しつけているような言い方をしてるわけじゃありません。その役割というのは、もう多分皆さんも御存じだと思いますけれども、児童生徒が抱える問題日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待、いろんな問題がありますけれども、これらの問題に対してスクールソーシャルワーカー自体がその解決に至るものじゃなくて、様々な家庭の問題を事情を偏見なく聞いてくれる立場の人はそこにいて、そして法整備されているところの支援事業に繋いで行くこれがスクールソーシャルワーカーとしての大きな役割じゃないかと思っておりますけれども、そのスクールソーシャルワーカーに対する認識としては間違っていないで

すかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、今の認識で大丈夫だと思います。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） こういった問題が生じるいうことであれば100の事案があれば100の原因がそこにはあると思います。同じような事案はなかなかないと思います。けれども、今後ですね、そのスクールソーシャルワーカーの先生はもちろんですけれども、他の先生も含めて皆さんでその支援策についての話し合いも含め、共有してもらえるよう、個人情報観点からも非常に難しいところもあると思いますけれども、ぜひお願いしたいと思っております。今回、なぜこのような質問したかというのですかねこの12年間、ずっと交通指導で毎朝中学生見守っていたんですけども、朝元気で登校していた生徒がだんだん、あるいは突然ですね、遅くなったり、いつも一緒だったグループから外れてきたりと、たまにこういう子どもを見ます。そんなときはですね、もうできるだけ学校は楽しいねとか、朝眠くないかとか、そういったような声をかけるようにはしていますけれども、自分にできることはやっぱりそこまでです。それ以上はなかなか踏み込めません。あとはですね、1日の大半を一緒に過ごす教職員の方たちにとってはよく見えてくるんじゃないかと思っておりますのでこれまでもなされてきたことと思っておりますけれども、更にアンテナを張って、子どもたちのSOSに気づいてもらえたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。そこでちょっと角度を変えて福祉課に尋ねますけれども、ケアマネジャーがケアプランを作成するにおいて、子どもをですね、その一つの介護力として扱っていることはないと思っておりますけれども、課長こういうことはどうですかね、あってますかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 子どもたちをそのケアプランの対象にしているようなそういった事例があるかという質問なんですけど、町内の居宅介護支援事業所あたりに確認をしましたけれども、そのような事案はないということでございました。以上です。

○議長（橋永芳政君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 幾らかそこ安心したところですけども、家族の介護や世話をすることは見方によれば、非常に子どもがそこに高齢者を見守ることで、微笑ましく思えることも多々あります。例えばそのケアプランの作成時において土日はもうお子さんのおられるから、見守りは大丈夫ですよ。こういったようなことが行われるのはそれは悪と言えば悪じゃないかもしれんけれども、これがヤングケアラーにつながりかねない一つの事案にも思えてくると思います。ですからそのケアプランの作成時にそういうことがあるのであれば、そういったきちんとした法整備されたデイサービスの紹介とか、そういったところの支援策につなげていくこともありますので、こういった声も福祉課に上がってないとしたら、今のところも、それは安心かなと思いま

すけれども、そういった相談があった場合には、そういうふうな支援策につないでいけるように、考えておいてほしいと思っております。よろしいですか。介護を行う上でももちろんその家族の協力は、十分必要になります。否定するわけではありませんけれども、子どもは自分がそうだと感じていること自体が、今、少ないのかもしれませんが、それは家族の中で普通に行われていることだからだと思っておりますけれども、このヤングケアラーに関して言えば、福祉の場合においては非常に関連性がありますので、今後十分注意を払っていってもらえると思っております。よろしいですかね。本人が気づいてなくても、その環境がごくごく普通という場合もありますけれども、子どもたちにとってはその子どもの世界があります。そのため友達関連の付き合いが悪くなったり、これがいじめにつながらないとは、それは言えません。また当事者はその先、社会的にもですね。孤立する割合が大きいとの声も寄せられておりますし、それでもかかわらず当事者の多くの人が誰にも相談したことはない。この声も実際上がっています。だからこそ、繰り返しになりますけれども、客観的でもアンケート調査を行ってまず実態の把握だけでも、これはしておかれるように、してほしいと申入れをしておきます。大体こう自分が言いたいことは言ってきたんですけどもまとめに入りますけれども、このヤングケアラーに対する問題は非常に奥が深いと思っております。どのような解決策があるかその時になってその問題に出遭わなければこれはわからないと思います。しかし、対象はあくまで子どもになります。そこにはですね、教育課、福祉課、こういった担当課関係ありません。ですから対象者が1人でもいれば、しっかりした支援体制ももちろん大事ですけれども、先ほどから言っていますけれども家庭の問題などに対し偏見なく親身になって聞いてもらうところから、始まり、そして今後はそこにつながるしっかりとした連携の構築を求めて、そして最終的には法整備された支援策つないでいって、もらうのが最善の方法じゃないかと思っておりますので、ぜひそのことを申入れて、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で6番議員の一般質問を終了しました。ここで、一般質問の途中ですが、10分間の休憩をいたします。

—————○—————
休憩 14時00分

再開 14時10分
—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。11番議員の境田です。今回は先に通告しておりました、太陽光発電に伴う環境問題についてと、公共工事に伴う残土処理についての2点について質問します。まず、1点目の太陽光発電に伴う環境問題についてです。

今、世界が異常気象に襲われております。地球温暖化の影響とされています。日本でも猛暑、豪雨、台風の大規模化など発生し、被害は甚大なものになっております。温暖化の原因は、温室効果ガスで主に二酸化炭素です。このまま対策をとらなければ、温暖化の進行で極端な高温や大雨が降ると言われています。そこで、地球温暖化対策について、気温上昇を抑える目標を定めた国際的な条約パリ協定ができました。そこでは、世界の122ヶ国や地域が2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標、目指すとしています。我が国も、世界的な脱炭素化に向けた流れの中2050年、温室効果ガス、実質排出ゼロ宣言する自治体が増加しております。2021年6月1日現在で、自治体の宣言数は396となっております。国は、来年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法により、温室効果ガス、排水実質ゼロの実現に向けた新たな交付金を創設する方針を固めました。脱炭素化の鍵と見られる太陽光や風力などが対象となっております。二酸化炭素排出量削減に、大きな貢献を果たすことができる太陽光発電はクリーンなエネルギーです。地球温暖化防止に役立つのは言うまでもありません。しかし、新たな交付金事業に民間等が参入し、森林改修等に拍車がかからないかと危惧しております。環境に優しいエネルギーと言われます太陽光発電ですが、設置箇所、規模などを考慮しないと環境に大きな影響を与えてしまうことがあるからです。我が町では、太陽光発電に伴う建設で、森林伐採などによる環境問題は起きていないのか。緑豊かな風景が虫食い状態になり、景観を損なっていないのか。森林を切り崩して太陽光発電を設置することは、先ほども言いましたが、景観を損なうだけでなく、森林が持つ土砂災害防止機能を失うことにもなります。また工事、豪雨などに伴い、水の濁りが発生したり、生態系の影響を及ぼすことも心配されます。近年、何度も言いますが温暖化の影響で、豪雨による災害が多くなっております。太陽光設置場所が急な急斜面や地盤が弱い土地に設置されれば、地滑りや土砂崩れが起き、災害が心配されます。そこで、太陽光発電をめぐるトラブルが全国では、増えておりますが、我が町の現状と対策を尋ねます。次に、公共工事に伴う残土処理についての質問です。建設残土は、建設工事に伴って副次的に出る土砂で建設発生土とも呼ばれています。コンクリート塊などのほかの建設副産物と異なり、産業廃棄物ではないため、同じ工事現場で使ったり、別の場所へ運んだりして、原則再利用することになっています。建設残土を処理する際の盛土をめぐり、独自に整理する条約を設けているのは、全国で26都道府県です。熊本県では条例を設けてありません。悪質な事業者は、規制の緩い地域を狙うという指摘もされております。全国知事会でも全国一律の規制を求める要望書をまとめております。先般、熱海市で盛土との関連が指摘されてます大規模土石流が発生し、甚大な災害が起きました。大規模土石流発生がしたことを受け、熊本県は、8月、盛土の造成地や土砂流出の危険性がある1,012箇所を緊急点検するとしました。8月末にまで終え結果を発表するとしています。ただ、これとは別に、民間取引で山林に搬入された土砂など、法規制一律に把握出来

ないところにも、県砂防課はできるだけ現地に足を運んで確認するとしております。町は現時点でどのように把握されているのか、そこで建設残土は産業廃棄物でないため、原則再利用になっていますが、建設残土の処理での盛土の現状はどのようにしているのか、我が町の現状と対策を尋ねます。この後の質問は、自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の「太陽光発電に伴う環境問題について」の「太陽光発電をめぐるトラブルが全国各地で増えているが、我が町の現状と対策を尋ねる。」の質問にお答えいたします。世界的に地球温暖化問題が顕在化している中、太陽光発電事業は、再生可能エネルギーの一つとして、長期安定的な主力電源で持続可能なものとして、国が積極的に推進していくことと位置づけられた事業であります。太陽光発電の導入が大幅に拡大する中で、建物の屋上や空き地等に加え、中山間地域においても大規模に設置する事例が増加している状況です。その一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化、住民への説明不足などの問題が全国的に生じていると報告されております。本町におきましても、近年、太陽光発電施設設置に伴う問合せ等が増加している状況です。町の現状といたしましては、森林の開発を伴う案件につきましては、一定の規模、1ヘクタールを超えるものは、林地開発許可制度に基づき、都道府県知事の許可が必要となり、町は、県からの意見聴取に基づき、関係各課の意見を取りまとめ回答しております。なお、一定の規模以下につきましては、町に対し、伐採届出が、必要となります。また、農地を利用した太陽光発電施設を建設する営農型太陽光の問合せも増加傾向にありまして、営農型太陽光施設につきましては、農地に支柱を立てて、営農に支障を来さず、営農を継続することが要件となり、支柱に関しては、農地法の一時転用許可が必要となり、簡易な構造で容易に撤去できるものに限るとされております。双方の事業においても、造成・開発中の対策につきましては、地元からの情報もいただきながら、防災・環境保全等の施行状況を踏まえ、許可権者である県と十分に情報共有を行い、申請者に対してしっかりと助言・指導を実施し、適正な開発行為が完了するように努めているところであります。今後も、関係機関及び地域の皆様方と様々な課題を協議しながら、適正な開発行為が完了するよう協力していく必要があると考えております。次に、「公共工事に伴う残土処理について」の「建設残土は産業廃棄物でないため原則再利用することになっているが、我が町の現状と対策を尋ねる。」の質問に、御質問にお答えいたします。建設残土につきましては、原則再利用できる箇所は、工事設計に反映させております。昨年度の関村・田原線につきましては、切土を盛土として全てを再利用しており、小原・馬立線と、大西・桜原線では、盛土部は再利用とし、残りは庁舎建設地へ搬入し、盛土として再利用しております。草村・高久野線では、圃場整備と併せて対応しましたので、圃場整備内で調整しており、本年度分につきましては、流用できる工事箇所があ

りませんでしたので、良質土については、日明・今地区圃場整備予定地の仮置き場へ搬入し、残りは残土処理場への処分としております。なお、小規模の工事や災害復旧工事につきましても、土羽等を復旧した残りは残土処理場への処分としていますので、各受注者の処分運搬先の残土処理場を報告してもらい、処分していることを写真で確認しているところであります。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長がお答えいたします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。太陽光発電に伴う環境問題ですけど、住民のなかに問合せなどが増加しているとの答弁でしたが、私が住んでいます地区で太陽光発電に伴う問題とか、問合せは私は耳にしておりません。しかしですね、ある地域では大雨の後、現場に行けばですね、土砂が田んぼに流入しているので、業者に対応といっても、何度言っても対応してくれないと、また町は人災と言われ、災害として対応されず泣く泣く自分で処理されております。何度自分で片づけたかもう、限界ですと、また雨が降るたびに田んぼに土砂が入って来るので米は作れないと。住民の方が嘆いてておられました。町も何度となく対応されたと思いますが、それを聞いておりますけど、解決したのか。また、別の地域では、雨が降るたび小川が土砂で埋まり隣接する町道に泥水が流れ込み川のように流れてきますと、無論通行も出来ません。町道には流れてきた土砂を高く積み上げ、すぐ撤去しないため、数日も通行出来ないと言われておりました。この災害で最近の雨では土砂が流れても仕方ないという声を上げる人もいましたが、太陽光発電設置前、工事前ですね、設置の工事前はこういうことは起きておりません。こちらのほうも住民の声は聞かれていると思いますが、対応されたと思いますが、解決していますかね。まだしていなければ、解決出来ない理由は何ですかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今、御質問の住民の声ということではありますが、今、太陽光を開発されているところから、いろいろ昨年に引き続き、対応よろしく願いするということで、うちとしては、県を通じて業者に対して、指導を行っているところです。以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） まだまだ、幾つの心配事もお聞きします。少しの雨でもですね、先ほど言いました赤く濁った水が流れ、魚などの水系の生態に影響が及んでないかなどです。今後太陽光建設に伴い、町道を大型車の通行が増え、道路の損壊、また特に地元住民の通行に危険を感じる事が予想されます。このどのような対策を設けておられるのか、また考えておられますかちょっとお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 道路を管理します、建設課のほうから道路についてお答えしたいと思います。一応ですね、工事の計画をされて始めまして計画書の中で、まず、どこを使うかというのを御指示いただいております。その町道の路線につきましては、1路線を使うよってことといただいております。ただそこは幅員が狭うございますんで、大型はどうされるかと言うと一部広げていきたいということでおっしゃっていましたが、やっぱりどうしても相手が用地がございまして、用地やっぱり提供していただく方が、計画の時にはオッケー出したんですけど、実際進むときには反対されて出来なかったということで伺っております。そういうところにつきましては、一応交通整理員を置いてくださいとか、また、いつもの当たり前のことなんですけども地元車を優先にしてくださいとかいうのを申合せをしながら、作業をしていただいているところとございますが、いかんせん、道が狭もうございまして、大型車が入ってきますと、二進も三進も行かない区間が、確かにおっしゃるとおりございました。そのときは、一応区長さんと代表の方とお話をしながら、地元協定じゃないですけどもそういう形で約束事を結んでいただいておりますのでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） しっかりとですね対応をお願いいたします。最近はですね、もう異常気象だから、大雨だから、まさかの雨だからと、災害が起きても仕方ないと、それではもう済まない時代になっております。土砂等が流れ出さないように調整池などの災害防止対策を設けるようになってるんですよ開設する場合ですね。町では先ほど冒頭で言われましたけど、太陽光発電の造成・開発中の対策について助言、指導を行っているとの答弁でしたが、これが、やっぱり二度三度とか同じ災害が今起きております。適切な災害対策をとってないために起こっていると思われまして。南関町は私も言いますが、甘く見られてるんじゃないのかなと思っておりますけど、これから先はやっぱり他の地域でも、こういう問題が起きないようにすべきです。やはり、行政は誰のためにあるかですよ、町は町民が安心して暮らせるようにするのが仕事だと思います。不適切な設置で防災や景観に悪影響というものを防ぐために早く太陽光発電についての町条例を設けるべきです。先般の全協でも、杉村議員も述べておられましたが、菊池市では、太陽光設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例、これは制定を定例会市議会に提案すると発表されております。杉村議員も同じくですね、我が町も早くと言われましたが、どうですか町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。菊池市の条例制定については、9月の定例会で提案することとお聞きしております、その内容も確認したかったところですけど、まだ今から提案ということで、内容はいただけませんでした。そういったことで、条例制定につきましては、本来、国が中心となって進めるべきものでありますので、国がどう

いう動きをするのかということも注視しておりますけれども、それと、県の許認可権を持ってあります県、もうやっぱり、中心となって県が県内全体をまとめたような条例制定をしてほしいなと思います。それに伴って町は、それぞれの町で、その特色がありますので、その町に合った、私たちの町は南関町で1番適合するような条例の制定について、いろんなところのそういった条件等も含めながら検討していければと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 国・県と言われましてもね、もう遅いんじゃないかと思うんですねこれだけ再三再四の災害があつとるからですね。国・県を飛び越してでも早めに条例の制定をお願いします。町民の不安、不便さはやっぱり早く取り除くべきです。そして条例だけじゃありません。事前に住民と一緒になってすぐ取り組まれることも大事です。ところで我が町の森林伐採による太陽光発電箇所、または建設中は今のくらいあるんですかね、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。現時点で把握しているもので、小規模の施設を含め、森林伐採を伴った事業施設が10箇所。建設中が2箇所ございます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 来年4月予定のですね、冒頭で言いました改正地球温暖化対策推進法が新設されます。太陽光を初めとする再生エネルギー発電施設などを優遇する地域については、これは町は住民の意見を聞きながら区域を設定するようになっておりますけど町長どのようにお考えですか。お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 促進区域につきましては、当然町民の皆様方の御意見とか思いも伺ってからということになりますけれども、私どもも、町として、全体的にどういった地域にそういった区域として設定するかということは、これからも調査そして検討していく必要があると思います。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。検討をお願いします。そのときやはり地元の声をですね、災害時の電力供給など、やっぱ地域活性化につながるように話しも進めてください。また今後心配されるのが、太陽光発電のパネル廃棄の問題です。適正な廃棄コストがかかることもありますね、土地に設置した太陽光発電器具がそのまま放置されたり、不法投棄されたいしないか懸念されますけど先ほど、ちょっとお聞きしますけど、町は立入り調査とか指導できると聞いておりますので、厳密に行ってください。今ですね、南関町にも別の業者が、新たにこの太陽光発電設置を探していると聞いておりますけど、町は把握されておりますか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 大規模開発の面からすると、そこはまちづくり課では把握はしておりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） まだ耳にしてないということですね。はい。いや、私もやっぱこの件でちょっと町を回ったですけど、やっぱ話を聞くんですね、だから私が常に早めに早めに条例をつくってですね、やっぱこの問題があちらこちらに災害が起きるような問題が出てきますので、早めにつちゅうことで、今回の質問させてもろたものです。やはり常にいつ来るかわからないので、常にアンテナを張り巡らしておいてください。太陽光発電は、地球温暖化防止に役立つのは言うまでもありません。太陽光発電設備ですね、設置工事がされても、やはり被害がないように、起きないように早く条例をつくるべきです。周辺に配慮せずに設置してもいいものではありません。地域と協和が重要です。地域との共生を図るためにも条例を設けるべきです。最後の公共工事に伴う残土処理についての再質問に移ります。先ほど冒頭でも聞きましたけど、工事によって全て再利用されているとの答弁でしたが、そうでない残土はですね、やっぱり町が指定した処分場に搬出されているようですが、その受入れ先は明確なってますかね、また何箇所あるのかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。一応建設工事についての対応ということでお話しさせていただきます。一応南関町で大規模に、条例で土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例ということで、1,000㎡以上については、許可をとるようになっております。それを取られてるところが6か所となっております。それ以外のところは許可がいない小規模の残土処理場でございます。一応これにつきましては、町の入札に参加している土木業者等に大体、指定をされておりますので、そこで把握してるところは9か所を把握しております。以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 11番議員。はい、わかりました。残土処理場にですね搬出された建設残土ですね。これは災害防止のために排水設備とか堰堤工事なんか置かれているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい、先ほど言いました、許可が出ているか所については、当初から、その中に堰堤を設けるように、図を示してありますので、大体確認しますと、あらかた作っております。長くなってそれがなくなったりしておりますところは、こちらから指導すると、何らかの対応されております。ただ先ほど言いました、もう一つの小・中規模につきましては、やはり個人様の土地で持っていたりとか、また自社で持っているところでもう面積が狭もうございますので、上から押し流して行って下へおりにいって形のところがたくさん見られております。そこについては、町の業者

ですんで、地元から苦情があった場合は指導をすると、早期に対応していただいているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。早めの対応で指導もよろしく願いしときます。冒頭でも言いましたが、熱海市で起きました土石流災害ですね、これは山間上部の盛土が不適切な処理で崩壊し被害を大きくしたものだ、見方が強まっております。県内でも、盛土の土砂災害の危険性がある箇所を緊急点検するとしております。玉名、荒尾市、玉名郡市ではですね、102箇所、そこで我が町では、該当するか所はあったのか、もし、あるならば県からの報告はどのようになっていますかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 我が町において、該当する箇所は、県の報告では23ヶ所が報告されました。これにつきましては、第一次スクリーニングということで航空写真による、以前と以後の判定により、見つけていただいております。その中で、23箇所のうちにまた再調査ということで、16か所がちょっと危ないじゃないかということで、町のほうで調査を再調査しております。それが一次スクリーニングってことを行っております。このうち5箇所については、A判定が今度出てしまいましたんで、何らかの対策が必要でありますんで、こちらのほうは熊本県から所有者へ通知が出されると伺っております。ちなみにこの報告書につきましては、平成30年の3月に確か出来ておりますんで、県のホームページを見ていただきますと、そこで南関町はどこに載ってるかと各県内の地域については表示がされております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。盛土規制をですね、規制する法律は先ほど大型、大規模ですね、1ha以上ですかね、そういうところは今日あると言われましたけど、今問題が小さい工事ですね。小規模の残土処理するところなんかの法律といますか、条例は町のほうではあつとですかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。私のほうで調べたところ、今のところその小規模については何もございません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やはりそこもですね、ちりもつもれば山となりますので、そこも早めに条例を作るようにしてください。先月の長雨による記録的な雨量、または豪雨などが発生した場合、土砂等が流され被害が起きてもおかしくない現状があります。熊本市は、市民に崖や斜面の異常を通報してもらう窓口設けております。我が町も、盛土や土砂流出の危険箇所を住民から通報してもらうシステムを取るべきだと思いますけど、いかがお考えですか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 地域防災計画というのがございますけど、その中の第3章の風水害応急対策計画というのがございます。その中で、第4節に災害情報収集計画というのがございまして、災害の恐れがある異常現象が起きた場合は、誰であってもこれを報告していただくというふうになっておりますけど、やはり、今後はそういう情報があれば、それを集約できるようなシステムのほうを構築していきたいなというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今ほとんどスマホの方が多いからですね、そういう写真を撮って送るようなシステムをされたらいいと思います。盛土処理については、いつの間にか裏山に盛土がなされてですね、崩壊しないか心配されている住民もおります。また、盛土があることすら知らない住民もいると聞きます。ハザードマップのように、盛土マップも設けたらどうでしょうかと思ひまして質問しました。条例がないから、民間がすることだから仕方ないでは、住民の不安を取り除くことは出来ません。こちらですね小規模の盛土のほうも早く条例設けて住民に安心を与えるべきです。住民が困っていたら、行政がすぐにでも対応すべきです。またそれをするようにするのが議会です。何度も言いますが、やはり住民あっての行政です。今回の質問も、時間短縮になっておりますので、一応これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（西田恵介君） こんにちは。それでは、今日最後ですが、1番議員の西田です。今から一般質問のほうを行います。まず、質問事項といたしましては、人口減少対策についてです。昨年、2020年国勢調査が行われ、6月に速報が出ております。それによりますと、日本の人口が1億2,622万7,000人、前回の調査より86万8,000人の減となっており、南関町におきましても、8,968名、8.36%の減ということで、実質818名の減という結果が出ております。この結果が、やはり想定以上に過疎化また人口減少が進んでいますので、それについて今後の対策についてお尋ねします。また、この結果を踏まえて小学校の児童生徒数も減少しておりますので、統廃合についても尋ねます。質問は以上で、今後の再質問については自席にて行わせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 1番、西田恵介議員の「人口の減少対策について」の「人口統計及び国勢調査の結果から、人口減少が近年大きくなっている。今後の対策について尋ねる。」との御質問にお答えいたします。西田議員御指摘のとおり、南関町の国勢調査時における人口は、平成27年から令和2年度までの5年間で818人減少し、減少率8.36%となっており、過去10年間の国勢調査時での数字と比較しましても、減少数、減少率とも最大の数字となっております。熊本県内自治体の人口動態を見ま

しても、人口が増加に転じているのは、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町の4市町のみで、その他の自治体は、人口が減少しており、特に中山間地域におきましては、減少率も高くなっております。今後の人口減少対策としましては、本町は過疎地域の指定を受けておりますが、住環境的には決して条件が不利な地域とは考えておりませんし、総合病院や大手スーパー等のございませませんが、有明定住自立圏や玉名定住自立圏でも、近隣市町と連携しており、一定の地域内では、生活に必要なインフラも整っていると考えております。ただ、人口が減少しているという事実は真摯に受け止め、今年4月から取り組んでおります。「第三期住んでよかったプロジェクト推進事業」を通じた移住定住の促進に向けたPRや、民間との連携による、空き家バンク事業の更なる推進、企業の御理解と御協力をいただきながら、就業者の定住に向けた取り組みなど、住んでみたい、住んでよかったと認めていただけるまちづくりの推進に向け、行政だけではなく、町議会、町民の皆様様の御協力や御意見を反映し、町全体で対応していく必要があると考えております。「また、この結果を踏まえ、小学校の統廃合について尋ねる。」の質問については、教育長よりお答えいたします。以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 1番、西田恵介議員の「人口の諸減少対策について」の、「また、この結果を踏まえ、小学校の統廃合について尋ねる。」の御質問にお答えします。まず、町内全小学校の児童数の推計として、本年度から令和9年度間のデータ本年1月31日現在では、本年度400人、これは実数です。実数から令和4年度416人、令和5年度412人、令和6年度396人、令和7年度400人、令和8年度388人、令和9年度369人で推移する見込みです。この中で、児童数が一番少ないのは、第二小学校で、本年度は特に新入生は4人。現在5人です。5人と少なく、この5人が3年生になる令和5年度からは、2年と3年の複式学級編制となり、学年進行で進んでいく見込みです。また、令和7年度からは新たに2年と3年が複式学級編制となり、令和7年度、令和8年度の2年間は二つの複式学級編制となり、その後、令和9年度には4年と5年の複式学級編制になる見込みでございます。この複式学級について町内では、平成28年度から一昨年度までの4年間、第四小学校で編成されて、現在は解消されてきた経緯がありますが、今回の第二小学校の見込みについては、それ以上に厳しい状況にあると受け止めています。御質問の小学校の統廃合については、近い将来には検討していかなければならない事柄であり、教育委員会としては、今後、複式学級編制が複数校で見込まれる状況を一つの判断基準と考えているところでございます。そして、その前には、第二小学校の厳しい現状を乗り越える克服策の検討に併せて、次の段階にどうつないでいくのか、具体的な取組の方向性等についても、検討を始めていかなければならないと思っております。特に、この統廃合問題につき

ましては、既存の校舎等の改修計画、公共施設の長寿命化計画との整合性や、その費用対効果を始め、学校を地域コミュニティの核とした新学習指導要領の展開や一人1台の端末時代の到来など、学校教育の大きな変革期を迎えていること、更には、Society 5.0時代の新しい学校教育の在り方など、様々な方向から検討を重ねていかなければならないと考えています。以上、お答えいたしまして、後の御質問は自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 1 番議員。

○1 番議員（西田恵介君） はい。今、町長答弁にありましたように、熊本県内でも、数箇所ですね、熊本市の近郊のみが人口増しております。その分が逆に熊本市のほうは減ということで、その辺の流動した人口ではないかと思えます。また、先ほどありましたようにこの玉名郡内、南関町が1番減少率が大大きく、また近辺も、それなりと減少しております。従いまして今いろいろな町の事業等も含めて、対策の中でも、もうこれから増えるという見込みはなかなか低いんではないかと思えます。よくてやはり、現状維持というのができれば、いいほうではないかと思えます。そのため今様々な町としても事業してありますが、それ以外にも今後また、考えていかなければならないんではないかと思っております。後、学校の統廃合についてですが、先ほど教育長からありましたけども私のほうでもその数字的なもの見ていたところ、前回、平成29年6月ですね、井下議員のほうから同じような質問がされております。その中で、町長のほうからそのときの見込みとして、平成29年度時点で児童数が390名。現在は、400名ということで、10名程度増えていると。また教育長のほうから今後の、ほぼ横ばいの状態で数字的には増えているということですが、町長が平成29年度に予想されていた数字というのが、平成32年度、なのでちょうど今ですかね、大体432名という予定の数字を出してあります。しかしながらそれから見ると、20名弱ほど、減少しているということで、想定以上にも過疎化というのは進んでるといふうに考えられますので、教育長のほうからありました、その統廃合についても様々な意見を聞きながら進めていっていただきたいと思うんですが、ちなみにこちらでちょっと私のほうで調べたところで三加和地区、和水町ですね、統廃合されますが、菊水のほうはもうちょっと長くかかってるんですけど、三加和町で大体8年ぐらいやはり統廃合までに道のりとしてかかっておるようです。平成18年に、町の議会のほうで特別調査委員会が発足されそれから学校統合問題検討委員会というのも同時に即始まって、それから様々な委員会等を経て、結局、平成26年に三加和小学校というのが開校しております。今ありましたように、南関第二小学校が非常に厳しい中ほかの学校はやはり10数名、ずっときております。なのでやはり第二校区が、バランスよくいけば統廃合というのもまだしばらく考えなくてもいいんじゃないかと思うので、やはりその辺も含めて何か、今後、第二校区あたりを特に何らかの対策をしていかなければいいんではないかと思えますが、その辺については、町長の考えをちょっと

とお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。立山比呂志議員の御質問の中でもお答えしました、今年度、南関町地域未来構想基本計画っていうのを策定するようにしております。この計画につきましては、これまでの振興計画であるとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略との違いは、それぞれの校区ごとに特色、強み弱み、何が必要なのかっていうのまで、小さなとこまで拾い上げて、それも行政がつくるんじゃなく、議員の皆さんももちろん、町民の皆さんの声を活かしながら、どういったことにするのかっていうことでくり上げていきたいと思っております。そういった中で第二校区にも、どういったものが必要かということで、そういったものを小さいところまで拾い上げていきたいと思っておりますので、そういった中で、その二校区にももっと住みたいというそういった環境を整えたいと思っております。私のほうにもですね、一つだけこう、面白い話があったのは、最近、小原のセブンのほうに、コインランドリーが出来ました。南関町の中にはですね、二つありましたけれど、コインランドリーが小原にできて、大原地区と三、四校区はそこでもいいけど、賢木にはコインランドリーも無いですね、ということでそういったことも聞きました。ということで、特に子育て世帯等はコインランドリーも必要ということで、近いところに欲しいというそういったことも要望があって、これはそれぞれの校区から考えれば深刻な願いからということをおもいましたけれども、やはりそういった小さな一つ一つのそういった願いが叶うようにですね、民間活力ということで、行政がそういったコインランドリーを作ることは出来ませんので、民間の力もお借りしながら、それぞれの地域にどういったものが必要かっていうのを掘り下げながら、そういった計画にしたいと思っておりますので、是非ですね、いろんな方のお力をお借りしながら、児童・生徒も住みやすい、減少がしないようなそういった計画になればと思っておりますのでございます。

○議長（橋永芳政君） 1 番議員。

○1 番議員（西田恵介君） 二校区については、そういった形で前回の一般質問等でも申し上げましたように、農協等もなくなって、もちろん学校あたりがもし統廃合とかなれば、益々二校区は、ちょっと住みにくくなるんじゃないかというふうに地域の方は大変懸念されております。また、小学校内でもやはり、先ほどありましたように今年度が1年生5名ということで、活動に関しても大変支障がある状態であります。特に、ほかの学校も基本的にはP数等あたりが少なくなっておりますので、特に草刈りとか、そういうのに関しては非常に各学校、苦慮されておまして、私たち役員をしてると年に通常の会員だと、年に2回ほどしか出なくていいんですけども役員はやはり、年に4、5回草刈りの前の準備の草刈りをしたりとかしています。大変苦労されてる状態だと思いますが、先週ですかね、教育課長のほうが現場のほう確認されていたと思うんですけども今、学校がそういったP数減少とですね生徒数減少からか、管理に大変

苦勞されてると思いますがその状況とか把握されていますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。先般、小学校の運動会が今月末控えておると、中学校が先週の土曜日だったということで、各小学校の運動場のほうを回ってきております。一小がちょっと、手だてが出来ていない状況ではございましたけども、ほかの小学校のほうについては、PTAの役員、地域の方々の御協力によって、何とか今のところできるような環境になっておったところでございます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） 中学校は先週、土曜日あったんですけども中学校も今、P数としては、160名ほどしか、実際いませんので、正直、あれで間に合わない状況で運動会ありました。本来ならグラウンド内は、全部草をとってしまっただけで運動会をやったんですけども、やはりどうしても、もう天気の不都合もあるし、P数減少等によって、管理が出来ない状況にまでやはり陥った状態であります。中学校はちょっと統廃合とは関係はないんですけども、そういった中でやはり学校の中でも非常に苦勞されているということで、含めて、そういう統廃合の話もそろそろ始めていいんじゃないかということで今回質問しております。また、ちょっと先ほど教育長から回答あったんですけども建物のですね、年数と、1番新しいので恐らく中学校、ではないかと思いますが、中学校でもう36年ぐらい経ってるかと思えます。あとその他、小学校はそれ以上経ってるということでもう40年、40数年等を経ってる建物ばかりではないかと思えますので、その辺の管理等にも、今後費用は大きくなっていくということが考えられます。その辺については、先ほどちょっと一部は報告あったんですけど今後、町、どういうふうにしていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。学校の整備の件なんですけども、今現在、今年度やっるのが中学校の特別支援学級の空調の設備を行っております。これが来年度小学校のほうを実施いたします。その後は、トイレのほうが悪化しておりますので、トイレのほうの工事のほうを交付金を使って実施する予定としております。来年度、小学校ごとのほうの実施設計を行って施工するのが令和5年度から四小、二小、中学校、三小、一小というふうな順番で、ちょっと5ケ年にかかる計画になっておりますけども、財政計画のほうと考えながら、なるべく早い時期に行いたいということで考えております。その後は、長寿命化のほうで今指摘されておりますのが、校舎の外壁が、程度でいうと、3レベルということで、ちょっと危ないというふうなところで、その後は、学校の外壁のほうの工事に移るのかなということで思っております。あとは、LED化が、照明のほうですね、照明のLED化のほうとか、いろんな部分で、今後計画的に施工をするような方向に、なるものと思っております。以上です。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） はい、今後のやはり費用等も含めると、そろそろ、検討すべき課題ではないかというふうに思っております。先ほど教育長のほうから今後の生徒数の予想数が出ておりましたが、ここ数年は400名前後でいくかと思うんですけど、最後にありました6年後以降になると、恐らく350とか300その辺が推移ちゅうか、予想されるかと思えます。そういうところを考えると、先ほど申し上げましたように、もう三加和で8年かかりました。なので、8年、6年以降ぐらいになったときにさあじゃあ今から統廃合考えようかということではなかなか間に合わないかと思えますので、今から何らかの形で委員会等を始め、検討すべきではないかと思っております。この小学校の統廃合ということは、多くの地域の方、児童生徒をもっている大人だけでなくやはり地域の方も学校がなくなるということには、やはり抵抗があるかと思えます。だからこそ、まちづくり、地域の人たちを含めたまちづくりをするためにも、しっかりと地域と話をして進めていければ、またまちづくりのですね拠点的な拠点とか一つの中心的なものになるんじゃないかと思えますので、その辺も含めて、町長の考えのほうを尋ねたいと思えます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

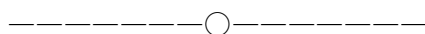
○町長（佐藤安彦君） はい。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、現在400名が令和9年度で369名になるということで答弁がありました。急激的な減少とは思いませんけれども、やはり、もう既に、9年度に369ということで減少するということでもありますので、西田議員が今、御指摘ありましたとおり、これからそういった計画を立てていく、そういった時期に入っているんじゃないかなと思っております。これまでも教育長を初めいろんな方と話す中で、私は小学校というのは、地域コミュニティーであって、やはりその地域のまちづくりいろんな意味での核になる施設であるということで、できる限り守りたいっていう思いを持っておりました。しかしながら、こういった時代が来るといっても想定出来ますので、そういった統廃合しないということは一度も言ったこともございません。やはりそういった時期が来れば、しっかりした計画を練って、その南関町全体にどういった学校の在り方がふさわしいのかというのを検討する時期でもあると思えます。そういった意味では先ほど申しました、南関町地域未来構想というのが今、ちょうど動き出している時でありますので、これは、南関版コンパクトシティ構想のソフト面だけではなく、ハード面も含めたそれぞれのまち全体そして、地域ごとの特色強み弱みを含めてそういった計画をつくりますので、いろんな方の思いをその中に当てはめて、学校の統廃合もですね、その中の一つとして検討して、これからもう既に減少が始まるということ想定しながら検討していく必要があると思っております。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） はい。今ありましたように、これからまず未来ある子どもたちのため、それから地域に住んでる住民の方のため、やはり全ての方の意見を活かした

まちづくりということが、やはり最終的には住んでよかったということにつながるのではないかと思います。なので今から少し長期の時間をかけながら、やはり丁寧な説明それから御理解をいただきながら、また、議会のほうとかも委員会等設置を恐らくしなければいけないと思いますので、全ての方の協力のもとより良い統廃合という一つの機会を得ながら、進めていければと思います。もちろん時間、仮にこの間、子どもたちが増えて、それもないということもあるかもしれませんが、そういったところでも、もちろんそれはいい結果ですので、そういうところをしっかりとお互いが進めていければと思います。今町長からありました、前向きにその辺も考えておられるということで、是非、議会のほうも協力をしながら進めていっていただければと思います。私の質問は以上で終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で1番議員の一般質問を終了しました。これで本日の日程は全て終了しました。明日、7日は午前10時に本会議場に御参集ください。これにて散会します。起立。礼。お疲れさまでした。



散会 午後3時04分

9月7日（火）

（第2日目）

令和3年第5回南関町議会定例会（第2号）

令和3年9月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

① 3番議員 ② 8番議員 ③ 2番議員 ④ 5番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 西田 恵介 君	2番 北原 浩一郎 君
3番 中村 正雄 君	4番 立山 比呂志 君
5番 杉村 博明 君	6番 井下 忠俊 君
8番 打越 潤一 君	9番 鶴地 仁 君
11番 境田 敏高 君	12番 橋永 芳政 君

3. 欠席議員(1名)

7番 立山 秀喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐藤 安彦 君	税務住民課長 東田 彰夫 君
副町長 大木 義隆 君	福祉課長 田中 龍城 君
教育長 谷口 慶志郎 君	経済課長 田口 明 君
総務課長 古澤 平 君	建設課長 嶋 永健一 君
会計管理者 竹崎 俊一 君	教育課長 赤木 二三也 君
まちづくり課長 坂田 浩之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 橋本 清孝 君 書記 福山 尚樹 君

開議 午前10時00分



○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第1、一般質問を行います。発言の通告がありますので、順次発言を許します。3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 皆さんおはようございます。3番議員中村の質問です。今回二つ質問しております。一つ目は、国勢調査で、近郊市町の中で、人口減少率が最も厳しい結果について、令和2年国勢調査速報値の人口減少率は、隣接する市町に比較すると、南関町が最も減少している。このデータは5年間の結果であり、今後の町政策にどう生かしていくかを問う。・定住生活圏としての視点。・雇用創出について。・出生率の年度変化との関係。住んでよかったプロジェクトの根本見直し。二つ目が、・学校の働き方改革について、業務改善加速事業モデルとしての効果について。令和元年度「熊本県業務改善加速のための実践研究事業」のモデル地区として先行した統合型校務支援システムの進捗状況と、超過勤務の変化について問う。・モデル事業前後の年度ごと超過勤務の推移について。・モデル事業開始時の超過勤務の要因分析と改善出来た項目、出来なかった項目について。ICT化により、業務改善出来た項目について。以上です。追加質問については自席で行います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さん改めまして、おはようございます。3番、中村正雄議員の「国勢調査で近郊市町の中で、人口減少率が最も厳しい結果について」の「令和2年国勢調査速報値人口減少は、隣接する市町に比較すると南関町が最も減少している。このデータは5年間の結果であり、今後の町政策にどう生かしていくか問う。」の御質問にお答えいたします。・定住生活圏としての視点・雇用創出について・出生率の年度変化と関係・住んでよかったプロジェクトの根本見直しについてお答えいたします。令和2年度国勢調査の速報値では、中村議員御指摘のとおり、この5年間での人口減少率は、玉名管内で南関町が一番大きく8.36%となっております。平成27年度から、住民基本台帳での人口動態では、国勢調査の数字とは異なりますが、全体の減少率のうち出生者数と死亡者数の差による自然減によるものが約6割、転入者と転出者の差による社会減によるものが約4割となっております。まず、「定住自立圏としての視点」としましては、玉名圏域定住自立圏、有明圏域定住自立圏とも南関町は連携しており、定住自立圏の国の考え方としては、今後、特に地方圏において、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が進む中、安心して暮らせる地域を各地に形成し、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められております。このような考え方に則り商圏などが一体である中心市の玉名市、大牟田市及び連携市町が一体となり、引き続き人口減少の抑制に取り組んでいくことが重要であると考えております。次に、「雇用の創出に

ついて」では、南関町総合振興計画第六次基本構想・基本計画にあります「住む場所と働く場所の確保」を基本目標とし、昨年度策定しました総合戦略にも、若者の地元定着等の促進を行うこととしており、就学や就職時に若者が町外へ流出していることから、産業を支える人材の確保と地元定住化を図ることを施策として、本年4月より取り組んでおります「第三期住んでよかったプロジェクト推進事業」におきましても、新たな取り組みとして、新卒1年以内に正社員として就職された方に対し5万円の就職激励金を交付することとしました。また、地元の企業・学生等に町内の企業を知っていただくための「ものづくり企業ガイドブック」の作成や各企業もハローワークを通して多くの求人情報を出されておりますが、思うように問合せ等が無いという状況を鑑み、役場ロビーにも求人情報を掲示し、広く周知を図っているところであります。次に、「出生率の年度変化との関係」につきましては、当然合計特殊出生率が下がれば、少子化が進むこととなりますが、住んでよかったプロジェクトに取り組み始めました平成23年度は1.74で、それ以前と比較して大幅に改善しております。その後、平成30年度までは1.5前後で推移しておりましたが、残念ながら、平成31年度より減少に転じておりますものの、これは、住んでよかったプロジェクト推進事業による成果が表れたものであると一定の評価をしております。また、結婚されない方や晩婚となられる方が増えていることも深刻な状況の一つであり、有明広域行政事務組合に委託し実施しております結婚活動支援事業も現在はリモートでの開催が主となっておりますが、一組でも多くのカップルが誕生することにより、少子化に歯止めがかかる一助になればと考えているところであります。次に、「住んでよかったプロジェクト推進事業の抜本見直し」につきましては、昨年度「第二期住んでよかったプロジェクト推進事業」の検証を行い、まちづくり推進プロジェクト会議での意見の集約及び総合戦略に関する職員・議員提案を含め審議し、見直しに関する基本的な方向性とし、①空き家対策②転入者、在住者の申請要件格差是正③地球環境に優しい再生可能エネルギーの利用促進などをコンセプトに18事業を組み立て、議会へも御説明申し上げ、本年4月より「第三期住んでよかったプロジェクト推進事業」に取り組んでおりますので、現在は、抜本的な見直しの必要はないと考えております。しかし、事業を進めていく中で特に有効な事業等が出てくれば、随時、検討したいと思っておりますし、要綱の一部見直し、軽微な修正等は必要に応じ対応していきたいと考えております。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 3番、中村正雄議員の「学校の働き方改革において、業務改善加速事業モデルとしての効果について」の「令和元年度熊本県業務改善加速のための実践研究事業」のモデル地区として、先行した統合型校務支援システムの進捗状況と、超過勤務の変化を問う。一つ、モデル事業前後の年度ごと、超過勤務の推移について。

一つ、モデル事業開始時の超過勤務の要因分析と改善出来た項目、出来なかった項目について。一つ、ICT化による業務改善出来た項目についての御質問にお答えします。まず、モデル事業前後の年度ごと超過勤務の推移につきまして、校種別、月ごとの80時間超過勤務者累計数では、事業前の平成30年度は、小学校は3校から全体で8人、中学校は63人、事業後の令和2年度は、小学校は2校から、全体で9人、中学校は13人という状況でした。小学校では1校減ったものの、人数としては1人増で、中学校では50人減の状況でした。次に、モデル事業開始時の超過勤務の要因分析ということですが、事業開始の年度当初の4月と1月の教職員アンケート調査結果の校種別比較データをもとにお答えします。超過勤務時間の変化については、小学校では、80時間以上が1.5ポイント減少し、45時間以上80時間未満では0.5ポイント増です。中学校は80時間以上が20ポイント減少、45時間以上80時間未満では10ポイント増という結果でした。小・中どちらも80時間以上が減少し、その一部が45時間以上80時間未満にスライドしており、中学校でそのポイントが大きくなっていました。最も時間を費やした業務につきましては、小学校では教材研究が多く、19.4ポイント増。中学校は部活動が多く、20.7ポイント増、次に多いのが学校行事で10ポイント増。中学校の業務内容として、教材研究の時間が少ない現実と課題が見えたところではあります。次に、改善出来た項目。出来なかった項目については、本事業の研究課題を「校務の情報化と業務の効率化による負担軽減」として取組を進めてきたもので、ICT支援員の配置によるICT活用能力の向上という点から、ICT化により業務改善出来た項目についても重ねてお答えさせていただきます。まず、改善出来た項目としては、一つ目に、活用している校務支援ソフトとして、県推奨のゆうネットやこれまで導入されてきましたスズキ校務を活用した事務処理等業務の改善が進んでいるところです。二つ目に、町の学力向上研究協議会の取組と本事業を重ねた授業改善、指定校にはICTの活用をお願いしながら進めたところがございます。三つ目に学習支援システム活用による個別指導の充実、という部分でも改善が見られています。四つ目に、学校ホームページの利用促進の部分でも、閲覧あたりもかなり数的に増えておりまして、その4点が、主なところとして挙げられます。出来なかった項目につきましては、教職員の意識改革と学校マネジメントが挙げられ、本事業を通して、働き方改革の最大の課題は、改めて、ICT活用等の教職員の意識改革であるということ再認識したところがございます。以上、お答えいたしまして、後の御質問は自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、答弁をお聞きしました。まず、1項目のほうから、追加質問させていただきます。まず私の感想なんですけども、この人口減少の説明数字を聞いて、本当にショックを受けました。何でこう、南関町が一番減ってるのか。この数字をですわやっぱり重くやっぱり受け止めるべきじゃないかなと、そうして、今ま

でと同じことをやってるんだったら、この数字が益々広がっていくんじゃないかと。やはりこの数字を受け止めてですね、今までないことを始めて、流れを変えることが重要じゃないかと。この意識を是非、執行部の方たちに持っていただくために今回、一般質問として取上げてみました。今日は時間もないので一つ一つ追及する、追加質問は出来ないのですが、私のほうからいろいろと提案もしたいところはあるんですけども、代表的なものを1点だけ提案させていただいて、それを参考にいろいろと執行部のほうでも、考えていただければというふうに思います。代表的な提案とはですね、今までにない若者会議です。やはり、どこに住むかっていうのを決めるのは、やはり現役世代だと思うんですね。現役世代がどう考えてるのか、どう未来を描いてるのかっていうのをしっかりとつかむことができますね、これからのまちづくりの正解の道につながるんじゃないかなというふうに思います。その若者会議というのをどういう内容にするかなんですけども、当然、仕事をされてる世代ですので会議は夜か土日、要は仕事をしてないところですね、ですから今の委員会というのとは、ほとんど平日にあってるんですけども、この世代をですねやっぱり出していただくには、その仕事のないところ。二つ目は、オンライン会議主体、やはり、行ったり来たりも大変ですので、夜、家庭を空くというのも大変ですので、夜、オンライン会議ですね。それから三つ目がボランティアではなくて、ちゃんと報酬を出して有償で副業感覚みたいな感じだと思いますけども、本業を持って、プラス副業でまちづくりにちゃんと自分の時間を切り売りして、切り売りという表現はよくないですけども提供してるわけですからちゃんとそれに見合うものを出してもらおうと。その財源は、コンサルをやめるコンサルの外注をやめる。この人たち及び、役場の方も一緒になってその財源をちゃんとお金を出して検討してもらって、この若者会議で計画書を仕上げてもらおうと、外注ではなくてですね、自分たちでつくることによって、また思いも入ってきますし、計画の後の実行にもつながるかと思います。それで最後に、メンバーの構成なんですけども、これは、町内の現役世代等プラスですね、近郊に住む南関町出身で大牟田とか荒尾とかに住む近郊に住む、働き世代、こういう人たちの声もですね、何で住まないんだということ非常に参考になると思うんですね。それから町内に限らず近郊の方、それと役場の方ですね、役場の方もやはり、町内に住んでる役場の方職員の方と、町外に住まれてる職員の方。それなりに理由があると思うのでそこをですね、突き詰めることが、解決に繋がるんじゃないかなと。ですから役場の職員さんと現役世代からですね、一緒になってこういうことをやらせればというふうに思ってますけども、これについての御感想はいかがでしょう。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。非常に参考になる提案だったと思います。まず若者会議ということで、やっぱりこの町に関心を持って住みたいという、そういった気持ちになっていただければ、若者がやっぱり住んでいただくということになりますけれども、そ

の中でやっぱりこの町も期待してますし、少子高齢化に向かっていくためには現役世代をどう南関町に来ていただくか、住んでいただくかということが重要ということも私も思ってるし、その通り同じであります。そのために会議も必要ならばもちろん必要になりますけれども、やっぱり行政が主体で今までやってきた会議が正解かということ、必ずしもそうではないと私も思っております。ということでもありますので、今提案のとおり、やはりそういった若者世代を中心とした会議というのは、是非進めさせていただきたいと思えます。そういった中には今回、昨日もいろいろお話をさせていただきましたけれども、今進めております、南関町地域未来構想基本計画というのを進めておりますけれども、その中でも若者世代の方を中心としたそういった意見を取り入れる場が、まだ今からでも間に合いますので、是非その中でも設定させていただければと思います。そして、その会議につきましても、夜であるとか休日がですね、有効であるそしてオンラインの活用もということでもありますので、当然そういったものも、若者の方はオンラインでもできる可能だと思いますので、そういったこともやっぱり検討する必要がありますし、報酬を払うということでもありますので、今回につきましてそれがどうかというのはちょっとなかなか難しい部分あるかもしれませんが、将来にはやっぱりそういった本当にまちづくりの計画を進める上では、コンサルも大事でありますけれども、コンサルだけに頼らず、そういった、本当に関心ある人を集める、そういった中で、そういった計画を進めることができればと思っております。やっぱり、メンバーにつきましてもですね、町内の方も、是非お願いしたいんですけども、やっぱり近郊に住む若者、今議員申されましたとおり、なんで南関町に住まないのか、ほかのどこにおられるのか、南関町にどういった魅力があれば南関町に住むかということそういったものも含めてですね、いろんな意見を徴収できればと思いますので、是非ですねそういったことも、今回の計画の中でも、まだ間に合います。先ほど言いましたとおり、取り入れさせていただければと思います。それとですね、やっぱり一つだけお話ししようかなと思ったのはですね、このまちづくりとか定住の特効薬というのはないということで、やっぱり国も言うておりましたけれども、確かそのとおりだと思いますけれども、南関町も今、子どもたちが辛うじて昨日の教育長答弁で申しました、400人とか、小学校の児童がおります。一つのきっかけとなりましたのが、南関町では、雇用促進住宅を県内で第1号で購入させていただきました。そのときは80戸のうち30戸しか、入居がありませんでしたけれども、南関町が雇用促進住宅を購入して、定住促進住宅ということで、1階から5階までの家賃の構成を変えて、5階はですね3DKが2万5,000円で入居が出来るようにしましたけれども、そういった動きをしたときにですね、一挙に満杯っちゃうかですね、もう80戸近く入りました。そういったことで、いろんな町外からも転入いただきましたけれども、そういった効果もあってその数年後には、その定住促進住宅だけで1年間に子どもが生まれたのが11人でした。その年の南関町の出生率がですね、前年比1.

6倍でした。その貯金といいますかそういったものがまだ今も生きておりますので、現在の400人というのが確保出来てるんじゃないかと思えますけども、やはり特効薬はなくても、こういった若者の人たちが本当に住んでいただきたいというそういった考え方をまとめれば、そういったまた新たなですね、南関町しか出来ないようなそういったまちづくりもできると思えますので、是非ですね、若者の方の意見を伺いながら、そして役場職員も当然、町内町外に住んでる人たちがいますので、その本質っていうかですねそういったものも探りながら、まちづくりにつなげていくことができればと思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。是非進めてもらいたいというふうに思います。ちなみにですね、このアイデアは、私のアイデアではありません。私が若者と話して若者から出てきたアイデアですので、もうこういうことをやりたい若者が南関にもいるということで、是非これ重く受け取って進めていただきたいと思えます。それでは、時間がありませんけども働き方改革です。こちらはですね、回答をいただきましたけども、何で私が今回、これも一般質問に取上げたかというところの北原議員の時にも、改善してるということ自信持って改善してるっていうようなこともおっしゃられたんですけども、そのあと現場の先生たちに聞いてみるとですね、やっぱり半分以上がですね、まだ変わってないよと。よくなったという結果が出てると、自分たちの実感としては変わってないと。どうしてこのずれが出るんだろうと、現場の感覚とですね、教育長、教育委員会との評価といいますか、何でずれが出るんだろうというところで疑問を持ってですね、私もちょっとこの件についていろいろと調べてみました。まず文科省が出してる通達これを見ました。そのあとに今度は熊本県が熊本県教育委員会が出してるいろんな議事録とか通達とか、見ましたけども、ここにですね、大きなずれがあるんですね。文科省というのは、結構大胆なことやりなさいっていうような指針を出してるし、具体的にですね、特にICT化を含んだ具体的な事例を並べてるんですけども、ところが熊本県の段階に来ると、さっき教育長が言われたようなですね、意識改革なんですよ。今のままで、何しろ意識を効率化を求めなさい、残業の数字を削減しなさいっていうですね、そこにずれがあるのかなあという形を私の中では気持ちとして持ちました。それでその中でですね一番大きいのがやっぱり、デジタル化だと思うんですよ。デジタル化でいかに先生たちの仕事を少なくするか、少なくするんじゃないかってですね、デジタル化によって効率化する時間を、先生たちの時間を削減してあげるっていうですね、これ先生たちにやれということじゃなくて、やっぱり教育委員会がですね、率先してそこをデジタル化をやってあげる、という感覚でですね取り組んで行ってもらわないとこの問題というのは、いつまで経っても、解決しないんじゃないかなというふうに思います。私はデンマークにですね、もう3年連続で行ってずっと小学校の現場なんかも見てたんですけども、デンマークってのは御存

じのとおり世界で一番デジタル化進んでいる国なんですけども、その事業を見てみるとですね、違いますよ、デジタル化ガチガチじゃないんです。何がデジタル化が進んでるとかと言うとですね、先生たちの仕事のデジタル化のほうがよっぽど進んでるんですよ、GIGAスクールで日本は子どもの授業をどんどんとデジタル化しようとしてるんですけども、向こうはそんなことはないです。向こうのデジタル化というのは先生たちの仕事をいかにデジタル化して、楽にしてあげるかと、時間を取るかと。その時間を確保してから、その授業の準備とか子どもたちに向き合う時間を増やすってそういうことをですね、国とかがもうやってるんですね。それで文科省も見ても同じことを文科省は言ってるんですよ。今年の3月に出てる、事例集も出てるんで、文科省から出てる御存知かと思うんですけども、これまさしくそのこういう分野を採点システムをデジタル化しましょうとかですね、デジタル教材をグループウェアで並べて先生たちはわざわざつくるんじゃなくて自分に沿った授業内容を引っ張ってきて、それで採点も自動化するというそういうふうなことをやってますので、是非そういうことを教育委員会が先生たちに求めるんじゃなくて、教育委員会がやっぱり先行して、是非改革をしてもらいたいなというふうに思います。それでデジタル化で出来なければ、これ文科省も言ってるんですけども、私流に言えば、断捨離ですね、断捨離。要は、やっぱり優先順位の高いものはきちっと残しておいて、優先順位の低いものは切っていくべきじゃないかなと思うんですね。断捨離と言うと大体家庭もそうなんですけども、いやこれは子どものためにやってるんだからさせられないよ、ということで、結局それがずっと、要はビルドアンドビルド、ビルドアンドビルドでどんどん増えてきたからこういう状態になってきていると思うんですね。ですから、やっぱり優先順位の高いものを優先高いものとやっぱり授業の必要を高める授業の準備時間を確保してあげるといことと、二つ目はやはり、子どもと向き合う時間を確保するという、その以外のものはやっぱりできるだけカットしてあげるのも、これもやっぱり先生たちでカットするというよりは、やはり教育委員会が優先してこれはもうカットしてこういう形のそういった取組を是非お願いしたいなと思います。最後はですね、三つ目は、やっぱりそれが効果として出てるかどうかというものの評価だと思うんですけども、この評価を文科省が言ってるように、第三者的にちゃんと評価できる勤務時間体制を取りなさいってということで、言ってるのはですね、クラウド型ですね、これ例えば例を挙げてやったんですけど、クラウド型の顔認証の、要は勤務時間体制、よく企業なんかだと、重要な部屋に入るときには、指紋認証とか顔認証で、その人しか入れないってそういうシステムがありますよね。そういうのがもうICTでは、もう普通になってきているんで校門、あるいは学校の入り口に顔認証で、それで来た時間がそこで分かるし、帰る時間もすぐ分かる、それも、教育委員会に直結でデータをすれば、わざわざ先生たちが1か月の勤務時間をエクセルで起こしてですね、それでそれを教頭先生がまた移替えて、それで教育委員会に報告すると、ここをデジタル化

するんですよ。ですから顔認証で瞬時に、もう、教育委員会にデータを送れば、もう全く集計も要らないっていうですね、そういうことを是非進めていただきたいと、南関町はまだ、私も言ったんですけども、エクセルで記入方式の自己申告の報告になってるかと思うんですけども、勤務時間ですね。はい。以上も含めて、3点ほど、私の要望ですけども、教育長の御感想を聞きたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、中村議員の言われる、デジタル化っていう部分は先を見てそういうところに行き着くんだらうなというところでお話を聞いたところです。私の率直な思いとしましてですね、私もこの働き方改革というのは、国の定数改善がなければ、私は不可能だと思っております。それで、今町のほうでもどういう形で加配の先生がいただけるかというところで、専科教員というところで今2人確保出来てるところです。もう一つは事務センターというところで、1人の事務職員の先生。更に前回お話ししましたように通級指導という部分ですね、昨年ほうまくいきませんでしたけど、そういう加配の実績で、先生がたの仕事へ向き合う時間が少しでも増えればなというところで、もうその部分についてはですね、現場の先生がたも理解をいただいて、更に進めてほしいというそういう強い思いを持っておられます。そういうところを踏まえながら、実体験としてそういうところを踏まえながら、どう先生がたの働き方を進めて行くか、具体的な進めていくかという部分は、お話にあったようなデジタル化が一番いい部分だと思いますけど、その部分に行く段階として、やっぱり若い先生から年配の先生もおられる中で、比較的高齢の先生方にとっては、デジタル化っていう部分はとても重いところがあるわけなんですよ、若手の先生あたりもばんばん進めていく人もございます。そういう中で、今新しい動きとして、学校の先生方から、国が示すといいますか、募集をかけてる、最新のものでいきますとですね、メクビット。こういう、クラウド制で教材等が配布される、そういうところに手を挙げて、夏休みの間に、許可が出たといいますか、そういう取り組みも進んできておりますので、私はそういう自主的な取り組みでの取り組みが一番先生方の働き方改革につながっていくのではないかと、そういうところで考えておまして、今、議員のほうから、三つのやり方といいますか、デジタル化のほうに向けての話がありましたので、そういうところを上手く踏まえて、更に加速化させていきたいというふうに思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。もう時間が来ましたので終わりにしますが、是非何回も言いますが、教育委員会が率先して、やっぱり仕組みを、新しい仕組みを作ることによっての過労働をですね、無くすような形を是非進めていきたいなというふうに思います先生たちはそれについてくると思います。新しいシステムに。それと、最後に、勤務時間の把握、ここの把握がですね、本当に変な形の数字が上がってくる

と効果があったというふうに見て、判断してしまいますので、そこは第三者がちゃんと認められるような数字の把握をぜひ採用してもらいたいと思って私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（橋永芳政君） 以上で、3番議員の質問は終了しました。続いて、8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（打越潤一君） こんにちは。8番議員の打越です。よろしくお願いします。今回の一般質問は、去る6月に行いましたそのあとの経過について、お尋ねしたいと思います。1番としまして、地元説明会後のバンブーグループ譲渡の経過について。質問の要旨。地元説明会後及び事業譲渡契約、8月27日を通して、中間処理施設のバンブーフロンティア発電事業のバンブーエナジーの経過についてお尋ねします。2番としまして、ワクチン接種は、2回目、国内の全人口の46%、南関町でも、65歳以上の高齢者のアメリカファイザー社製のワクチン接種2回目が終わり、今64歳以下の接種に入っているころと思います。デルタ株が発生してから、全国的に急拡大し、熊本県内もう9月2日現在で延べ感染確認1万2881人。うち熊本市7,442人。当日が、171人、うち30代までは116人。67%と若い世代が増加しております。緊急事態宣言も21都道府県、まん延防止等重点措置熊本県を含む12県がっており、9月12日までにそれぞれ延長されています。新型コロナウイルス対策について質問の要旨。学校も夏休みを終え授業は再開しました。新型コロナウイルス感染症も第5波へと拡大し、ワクチン未接種の児童、生徒、先生等も不安を感じていると思います。学校関係の感染症対策をお尋ねします。以後の質問は、自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番、打越潤一議員の「地元説明会後のバンブーグループ譲渡の経過について」の「地元説明会後及び事業譲渡契約を通して、中間処理施設のバンブーフロンティア発電事業のバンブーエナジーの経過について尋ねる。」の御質問にお答えいたします。打越議員お尋ねの地元説明会につきましては、バンブーフロンティア株式会社による中間処理施設の事業計画の件だと思っておりますが、これにつきましては、事業者と熊本県による協議が進められ、先の全員協議会でも報告しましたとおり、事業者による説明会が関係地域5地区に対し5月14日まで数日間かけて行われました。その後、説明会で出された意見や要望を集約され、その意見等に対する対策をまとめた見解書も併せて県に提出されております。これに伴い、県より南関町に対し意見照会がなされ、町としての意見を知事に対し提出しております。その後、町の意見に対する見解について、事業者から県に提出され、6月30日付けで事前協議が終了し、7月28日付けで、県よりバンブーフロンティア株式会社に対し、設置許可が出され、これにより事業継承者である南関バンブーフロンティア株式会社より「許可に係る譲受」の申請を県に提出され、近日中には譲受の許可が下りる予定であると聞いて

ております。なお、発電事業のバンブーエナジーにつきましては、新会社である南関バンブーエナジー株式会社への事業継承の承認がNEDOからもおっていると聞いております。また、先般の新聞報道にもありましたが、8月27日に2社の事業譲渡がなされておまして、今後は新会社と南関町において環境保全協定を締結する予定としております。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 8番、打越議員の「新型コロナウイルス対策について」の「学校も夏休みを終え授業が再開した。新型コロナウイルス感染症も第5波へとを拡大し、ワクチン未接種の児童生徒に先生等も不安を感じると思う。学校関係の感染症対策を尋ねる。」御質問にお答えします。まず、今回の新型コロナウイルス感染症拡大については、有明保健所管内でも感染力が強いデルタ株の感染者数が増え、児童生徒の感染も多くなっている現状から、先月8月20日には、今年度5回目となる町の新型コロナウイルス感染対策本部会議が、開催されたところです。会議では、高い危機感のもとで学校施設を含む施設利用や庁舎内の対応、会議参加等について、町外からのウイルスを遮断する観点などから対策が検討され、本会議を受けて、学校の対策について検討を始めてきました。週明けの8月23日には、県教委からの「まん延防止等重点措置適用の期限延長に伴う市町村立学校における感染症拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底」の通知文、翌日の8月24日には、「夏季休業明け始業時の感染防止対策の徹底」の通知文が続けて届いたところでございます。これらのことを受けて、8月25日には、臨時の町校長会議をオンラインで開催し、児童生徒の感染防止対策として、一つ、町内の感染状況や学校規模から、通常の登下校を基本とした教育活動の工夫実施、二つ目に集会等のオンライン実施、分散事業による密な状況の解消と換気の継続実施、三つ目に、オンライン授業等が実施できる準備の加速をお願いしたところでございます。これらの徹底に当たっては、各家庭の御理解と御協力が必要なことから、登校前の対策や学校生活での対策、帰宅した後の対策をまとめた文書の配付や学校ホームページ等でお知らせをしています。また、町外からの勤務者が多い教職員の感染防止対策では、一つに、出勤時の体調確認や入校時の消毒徹底などウイルスを学校に持ち込まない取組徹底、二つ目に、校内でのクラスター発生防止の取組徹底を確認したところです。なお、町内教職員のワクチン接種については、九州看護福祉大学に設置されました集団接種センターでの優先接種で、この夏季休業期間中には、希望者の接種が加速されているところでもございます。今、家族、子どもを介しての感染が広がっている現状の中で、前期後半が始まった学校には、これまで以上に強い危機意識を持った対応が求められています。引き続き、学校への正確かつ速やかな情報提供を基本に、児童生徒始め、関係者の感染予防に努めて参りますので、議員の皆様方の御理解と力添えをどうぞよろしくお願いいたします。以上、

お答えしまして、この後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。新聞等の報道で、8月26日、熊日新聞のほうで、報道されまして、3月30日全員協議会で、山田社長が説明された分で、大分県の日田市の株式会社モリショウさんですかね。そこと事業譲渡が出来たというようなことで、まず進めが正しかったなというようなことで、その分と交渉されて出来たなというようなことで、一応そういうことで、次の事業者が決まりましたのでですね、今後、地元としてはそれはうまくいくように、願うばかりです。先ほど町長は、事業譲渡の条件となる仲介処理業許可はんなっちゃうとかおっしゃいましたけど、この部分はちょっともう一度お願いしたいと思います。7月の20日とかおっしゃったんですけど、ちょっとそこはまず尋ねます。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 7月28日付けで、県よりバンブーフロンティア株式会社に対しまして、設置許可が出されて、これにより事業継承者である南関バンブー株式会社より、許可に係る譲渡の申請が県に今提出されているところであります。その許可について、近日中に譲受の許可がおりるということで伺っているところであります。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） 事業譲渡の条件となる中間処理業許可取得というのはまだこれからということですか。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 事業につきましては今後ですね、譲受の許可が今、出されております。町長答弁ありましたけども、その譲受の許可が県より下りた後に、事業者のほうで施設の改修、沈殿槽とかの改修の工事をされまして、その後に、また、県より通知が出ます。その後新会社より、処理業の許可の申請を県に出されまして、許可が下りた後、初めて事業ができるという流れになります。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） それじゃあんまりちょっとまだこれから先ということで、まだ今質問してもまだこれ今後の分であって、まだ質問すること自体、今は県に出されて、その分がまだ回答が下りってというようなことでまた出さなんということで、ちょっと附帯意見を付けてますかとか、何かということをお尋ねしようかと思いましたがそれとはまだ全然今のところじゃわからんわけですね。ただ一応許可が下りて、それに対する、どういう分いろいろ意見を付けて許可をするというようなそこあたりの状況あたり、今はまだわからないというですかね。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 施設の許可自体はもう下りております。先ほど申しました

今度施設の設置を行われますので、それについての施設の設置内容についての県からの意見については、出されるかどうかはちょっと、町のほうではちょっと把握はしておりません。ただ、適正にですね、されるのは事業者さんがされるのは当然ですので、適正な施設が設置されるような条件はつけられるのかなとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） はい。それでは一応今はちょっと分かるところで中間処理業の事業内容はどんなものですかね。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 事業内容は、産業廃棄物の中間処理施設でありまして破壊施設になります。チップーを使用した破壊施設になりまして処理品目につきましては、事業概要に載っておりますけれども木くずということで明記をされております。木くずの内訳としましてですね、木、竹、バークの3品目が対象となっております。以上です。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） じゃあ、もう一応木、竹、バークというようなことでまだ何ていうかな、その分の詳しい内容というのは、ただアウトラインというようなことで、どういうのがいいですよ、どういうのは駄目ですよ、というそこあたりのまでの分は今の段階ではわかってないというようなことですかね。例えば、建物を壊した分をそこに集めるとかあるいは今までのように、何か生産者が竹を切ってそこに、この竹ておっしゃいますように、そういうのも、そこで集めるとかそういう具体的なことはまだ、全然わかってないっていうようなことで理解していいですね、今の段階では。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 今回の中間処理施設の許可につきましては、産業廃棄物の処理施設ということで、品目につきましては先ほど申し上げた内容になります。その産業廃棄物以外ですね、例えば竹とかバークをお金を出して買い取ってきた品目につきましては、今回の許可以外の品目になりますので、その分を取扱いされるかどうかはちょっと今のところは、うちのほうでは確認はしておりません。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 先ほど、町と事業者との関係を保全協定はこれから結ぶというようなことですのでこれも、一応質問予定しておりましたが、これもちょっと省きます。事業者の株式会社モリショウさんは、もう地元説明会というとは、実施される予定はお聞きしてないですか。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 今の段階でですね、先般、譲渡が終わったばかりで、今の段階では地元説明会を開催されるかどうかはちょっと確認はしておりませんけれども、米田区の区長さんと、面会はされたと聞いているところです。その先については

今のところちょっとわかりません。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） はい。もう一応、これで大体もう今の段階で聞くことはございませんので、一応地元からの意見というか、雨水等の排水処理対策、騒音・振動等の法令遵守、苦情等に対する速やかな対応等は、よろしくお願ひしたいというところで、これで終わりたいと思います。続きまして新型コロナウイルス対策について聞きたいと思います。最近、新聞等でずっと熊本県あたりも熊本市からほか各市町村まで新規感染者の人数、あるいは年齢等ずっと最近はずっと毎日毎日載せてあるようですね、それだけ何か最近は何人も感染し、家庭内感染をテレビ、新聞等で報道し、主要促しておりますということで、児童生徒も、不安に感じておるということで、65歳以上はもう恐らく南関町もう第2回目まではもうほとんど、申請者の方はもう90%を超えておられるところじゃなかろうかと思っております。それで、ワクチン接種は、学校の先生方は、60歳以下ということですね、先ほど九看大のほうで、集団接種のほうで接種されたというような御回答がありましたけど、小学校中学校で、あくまでも全部が強制的な接種するということではございませんので、希望者が接種するというようなことではございますので先生達はもうどのくらい何%くらい率として受けられたか、お知りであれば御回答をお願ひしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。町内の小中学校の先生方の接種の状況については、各学校、基礎疾患を抱える先生以外、は全部住んでおります。各学校数名、未接種の先生がおられます。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8 番議員（打越潤一君） はい。一応ほとんどの先生が打つてあるというようなことで、安心したところです。子ども達のほうはですねまだ、小学校中学校で、6歳から15歳、16歳、15歳くらいまでですかね、中学校まで。そのくらいでまだ、12歳以上が希望者接種するというようなことで、中学校の人は、生徒が受けれた方もいらっしゃるかなと思いますけども、今タブレットあたりがもう個人に貸付けられておりますので、そのあたりの分でオンライン事業また、分散登校ということもおっしゃいましたけど、そこあたりはもう、先ほどの説明でもう今後新たにこれからこう考えられるということではございませんですけども先ほどの説明で、十分ということですかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。今学校でできる取り組みというところでお話をしたところです。十分といえばですね、やっぱり見えないウイルスでございますので、その辺りはやっぱり出来る取り込みを徹底していく必要がある、その部分までしか私としては答えられないのではないかと思っております。

○議長（橋永芳政君） 8 番議員。

○8番議員（打越潤一君） 目に見えるのであれば、本当いいんでしょうけど目に見えない分あるのでやっぱりそれぞれやっぱ不安あたりがあると思います。これは皆さん保護者にとって、恐らくそうだと思います。後、小中学校では、9月、10月、11月、12月にあたりが何か、中学校の体育祭は先週済んだというようなことでしょうけどあと運動会とかあるいは文化行事、それと各学年の県内とかあるいは県外研修あるいは修学旅行あたりも、去年と同じように、今回もまた期日あたりもですね、やっぱ難しい局面が引かれていると思いますけど、そこ辺りの対策も去年の反省点を生かしてまた今後はどうするかということも、あるかと思いますがそこあたりちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。昨年も行事とかは出来なかった部分もありましたのでですね。やっぱり子どもたちにとっては、この行事に育つ力といいますか、皆さんに見ていただいて育つ力、あるいは先輩あたりがするのを見て育つ力、そういう部分も大事な部分でございますので、中学校の体育大会は先日土曜日に行いました。9月中旬に、小学校の運動会、午前中、時間短縮短縮の中で実施予定でございます。見学旅行とか修学旅行につきましても、もう少し実施時期まで時間がありますので、出来れば予定どおりのところでお願いしたいんですけど、それが難しい場合は、昨年と同じように、出来るところでの対応という部分をしっかり検討しながら、無事に終わることを期待しながら、教育委員会としても、そういう部分でも支援をしていきたいという思いでございます。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） 本当にあの、マスク着用とか手指消毒、机、椅子あるいはドアノブとかソーシャルディスタンス、三密対策、密閉、密集、密接あるいは施設の消毒等も不安は、挙げればですね、もう切りがないんですけども、本当は先が見通せない中で、大変ですが、児童生徒のためにですね、よろしくお願ひしたいと思います。それとまだあと時間が三分ばかりありますので、今ちょっと福祉課のほうにちょっと聞いてます。南関町のは今、接種もう65歳以上恐らく90%超えたと思いますので、64歳以下ぐらいで今どのくらいに達しているかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 接種率については、毎週水曜日と土曜日にやっておりますので、パーセントにすると大体としましては、50%を超えているところでございます。申請については、12歳以上につきましては申請受付は全てしているところでございます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 8番議員。

○8番議員（打越潤一君） はい。一応、昨日町長のほうから南関町の感染者数というよう

なことで、7月の2日から9月の5日間で16人感染したということで全国的に何とか急拡大にしたもんだけですね、やっぱ南関町でも恐らくこのような数字が出る。近隣市町もですね、ほとんどクラスターとか中学校あたりも何か新聞等では、ちょっと出ておったようですけど、本当急激に増えてる、また最近ちょっと減少傾向が続いてこれがそのまま減少につながればいいんでしょうけども、これも先ほどのことでわかりません。はい。これで一応私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で、8番議員の一般質問を終了しました。ここで一般質問の途中ですが、10分間の休憩を致します。

—————○—————

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問の途中でありましたので、これを続行します。続いて、2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 皆さんこんにちは。2番議員の北原です。今回は一問一答方式で質問をさせていただきますので、お答えをよろしくお願いいたします。また質問時間が短くなっておりますので、簡潔に回答いただきますよう重ねてお願いいたします。まずは、校内労働安全衛生委員会の組織化について改めて教育長にお尋ねいたします。私が教職員の働き方改革の質問を続けているのは、体調を崩されて休まれる先生が増え、毎日夜遅くまで職員室の明かりがついている。この当たり前の光景に疑問が生まれ、調べるうちに、学校は一般企業とは違う独特な職場であり、現場の先生方の疲弊が目に見えてきたからです。子どもたちに関わる先生方の職場環境の改善が必要と思うからです。6月の一般質問で、総括安全衛生委員会の設置の時が来ているのではないですかと問いましたが、教育長からは、もう少し先の取り組みになるという御回答をいただきました。そういうお答えでしたので、労働安全衛生規程の策定もお考えになっておられないと認識しております。質問の要旨として、労働安全衛生管理体制の未整備は法律違反であると言える。学校の設置者である南関町教育委員会が学校職員安全衛生規則をつくらない理由を尋ねるとしました。先送りお送りする理由をお答えください。この後の質問は自席から行います。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 2番、北原浩一郎議員の「校内安全衛生委員会の組織化について」の「労働安全衛生管理体制の未整備は法律違反であると言える。学校の設置者である南関町教育委員会が、学校職員安全衛生委員会規則をつくらない理由を尋ねる。」御質問にお答えします。まず、学校の労働安全衛生管理の現状として、労働安全衛生法では、事業場の業種・規模等に応じて、労働安全衛生管理体制整備の観点から、事

業者が講ずべき措置が定められています。その中で、常時50人以上の教職員を使用する学校においては、衛生管理者や産業医の選任、衛生委員会の設置等が義務付けられています。また、常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校においては、衛生推進者の選任が義務付けられています。この規定のもとで、町内の小・中学校は、いずれも法規定の後者の学校に該当しており、現在、各学校では校長が教頭や養護教諭を衛生推進者に選任して対応しているところでございます。町の学校の働き方改革の推進に当たって、令和元年度は、業務改善加速事業を実施しており、この年の7月には、県教委から、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について通知」がっております。その中で、「答申において、法令上の義務が課されていない学校でも、学校の設置者は、可能な限り法令上の義務が課せられている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実に努めるべきであるとされたことを踏まえ、各教育委員会では適切に取り組まれないこと。」とされていたところでございます。この通知を踏まえて、これまでに努力義務とされていた教職員のストレスチェックの実施や、産業医の選任に代わり町選任の産業医の活用ができるようお願いをしてきたところでございます。今も、学校の働き方改革の推進に当たっては、令和元年度に作成しました「南関町小・中学校業務改善の方針・計画」を基盤に毎年見直し、更に、昨年8月に策定されました「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を踏まえながら、計画的かつ実効性のある取組を推進しているところです。お尋ねの学校職員安全衛生委員会規則をつくらない理由については、教育委員会で、そのような規則をつくらなければならないとの定めはなく、現在、令和元年度に一年間かけて策定した方針計画もあるからです。この件については、県にも確認して問合せたところで、教職員50人未満の学校での衛生委員会設置の義務はないけれども、設置者によっては規則をつくっているケースもあるということでした。今、教育委員会では、働き方改革に総合的に取り組んでおり、引き続き学校の先生方と協働して、心身の健康保守の重要性の理解、風通しのよい職場環境の整備など、町内各学校に必要な対策を工夫していきたいと考えています。以上お答えしまして、この後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい、わかりました。確かに10人以上50人未満の事業所は努力義務ということですが、また、規定の設置については、推進の方向性が出てることなんですけれども、実際、当然役場というのも事業所ですけども、当然役場はそういう労働安全規定をつくって、その中で、皆さんは働いている。しかし学校の先生は、そういう規定がない中で、先ほど言われた方針計画っていう中で、今先生方は働いているという環境の労働環境の差が今あります。そして、人数のことを言わ

れましたけれども、今ですね、この人数制限というかな、ありますけれども今、教育委員会を始めとして、町内に5校、学校がありますけれども、教育委員会を事業者と考えれば、五つの事業場が町内にあると、同じ教育という業務をやっているという考え方をすれば、合算すれば教職員の数はもう軽く50人は超えるというふうなことが言えるわけです。ということは、この労働安全衛生規定は、教育委員会のリーダーシップ、範疇の中にあるわけで、教育委員会が設置しようと思えば、これはいつでももう作れるものであるわけです。なのに、ストレスチェックができるからとか、産業医の面談ができるからということで、そこはまだ、それを設置する方向ではないというような御回答だったと思いますけれども、しかし、安全と衛生というところをそういう環境を整えた職場であるべきであると思います。学校というところは。ならばですね、やはり労働安全規定をですね、しっかりと作って、その中で、職場環境労働環境を守るっていう方向が私は必要というふうに感じているわけでありまして。これはですね、これもし、もしですよ。民間出身の教育長ならば、もう即対応されるんではないかなって、これを考え原稿を書いている時に思いました。ひょっとしたら教育長は教育の現場から上がってこられたから、その中の目で考えてあるのかなあというところを感じたところもありまして、本当にこれは、労働者つまり先生方を守るということは、引いては、子どもたちを守るということにつながりますので、是非、この労働安全規定を作って、労働安全委員会を作るところを進めていただきたいというふうに思うわけです。そういうこともあるし、前回の質問もしましたけれども、超過勤務を時間管理というところが、6月の議会では、教育長は自信を持って、ちゃんと正確な時間管理を把握をしているという御回答でした。しかし、現場の先生からは、そんなことはないという声を沢山聞きます。ですので、これはもうしっかりとしたデータをですね。もう見て、それしかないなと思ひまして今回ですね、議会の前に先生方の出勤時間、退勤時間、の一覧表それと警備会社ですね。警備会社の開場時間と施錠時間が分かる資料を提出してくださいというふうな、開示請求をしましたがけれども、私が要求するような資料はいただけませんでした。この資料があれば、もうはっきりとするとおもいますが出なかった理由、出して貰えなかった理由はちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） セコム等の管理している部分のデータっていうのは、長期保存がなされていないということを聞いております。そういうところでは出せなかったというところですよ。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。それセコムですかね、ひと月分はあるというようなことですので、そのひと月分ずつ、保存していただければ、長期間保存は出来ると思いますので、これから9月分からでもいいですから、これから9月10月12月と、

これからの月の記録を残していただきたいということと、学校には、先生ごとに出退チェック記録カードというのがあります。これはもう、まさに出了時間帰った時間が分かる。これはなぜ出ないんでしょう。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。議員が請求されました、資料が先生方のバーコードから読み取ったデータのものでございまして、あの部分がデータが教育委員会にこの月の出勤・退勤を踏まえたデータっていうところで受け止めております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。委員会に資料しか上がってこないということなのかもしれませんが、是非ですね学校に行けば、それがあつたわけで、開示が出来ないならばですね、是非教育長、そのカードとセコムの記録を見合せて本当に事実はどうなんだということを確認していただきたいと思います。もう私は、それをさせていただければ、もうそれで私は結構ですので、まず真実はどこにあるのかを確認していただきたいというふうに思います。この3年半ですね、この先生方の働き方ということを質問する中でやっぱり現場、先生方にある風土というかそういうものがやっぱりあつて、なかなかそういうことが生まれてるんだなということが感じるわけですけども。ちょっと考えてみました。民間企業では違法とされているサービス残業ですけども、教育界では給特法のもとサービス残業が合法化されていると言ってもいいと思いますが、先生方に残業に対する正確な時間管理の意識がまだまだ薄いということ、それから、管理職から虚偽の報告を要請されても従ってしまう。波を立てないほうを選ぶと。ことなかれ主義と言ったら言い過ぎかもしれませんが、まあまあそれでいこうとか、ことになってしまう、それから嫌だったらもう異動したいと、異動できるというところも、またそういうのかなと思いました。また、この労働安全衛生法への理解が、進んでいない現場に、また、管理職もしっかりと伝えていない、積極的に周知していない。だから、何か曖昧なまま来てしまっている。それと、県教委や、町教委から、時間管理に関する通知が上から一方的におろされて、これ、つまりトップダウンで何でも来るので、現場ではやらされ感につながっていて、これが面倒くさい、また仕事が増えるとなつて現場の先生の管理職もお互いのために、あえて虚偽の報告をしてしまっているという状況が私には見えてきています。そういうこともあつて、この状況を本当に変えるにはどうしたらいいかと思うと、これ最後に言ったトップダウン。上下達のシステムがやっぱり問題なんだなと思ひまして、現場の教職員の思い、実態ですね実態、これからの丁寧な取り組みが必要だと思ひますが、実際は、現場の納得や理解づくりをスルーしているから現場の受け取り方は取り締まられているというとらえ方になっているというふうに思ひます。ですので、トップダウンじゃなくて、ボトムアップ。ボトムアップの取り組みに変えていく必要があるんじゃないかと。そのシステムが、安全衛生管理規程の策定ではないかと。そこにあるんじゃないかと思ひま

す。現場の本当の声や要求を吸い上げて、生かせる場としての安全衛生管理規程に基づいたこの安全衛生委員会が機能することこそが、現場の主体的な行動を促すシステムになるのではないかと思うわけです。ですので、改めて、この安全衛生管理規程を作ることによって、今何かこう、閉塞感の中にあるものが変わっていくのではないか、これは教育委員会のリーダーシップ。範疇の中にありますので、是非、安全衛生管理規定を作っていたきたいというふうに提案するわけです。いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。議員の言われることはよくわかります。ただこの方針・計画っていうのも、元年度のモデル事業を踏まえて答弁でも御説明しましたように、これは南関だけといいますか、もう県内にあるとしたら2、3か所の方針・計画なんですよ。もうそれくらい私は総合的な働き方改革の方向性を示したものかな、そういう思いをしております。それと先ほど中村議員のお尋ねの中でも、説明しましたが、先生方がどうせやっても変わらないという認識がありますので、そういう部分を定数改善という部分で実感してもらおう。そういうところを踏まえながら、最終的にはですよ、言われる総括委員会あたりの取り組みになっていくのかなというふうに思っています。現在も、学校内には学校保健委員会という校内の組織、あるいは五つの学校のうち二つは、衛生管理委員会というのを設けております。そういう小さな委員会がたくさんあります。そういう部分を今やらなければならない現場の先生方、この会合をやりましょう、この会合をやりましょう、そういう部分では、なかなか機能が難しいのかな、そういう実感できるようなところから取り組みを進めて、そのあとに、総括衛生委員会といいますか、そういうところにつなげていけたらなという思いでございます。どうぞ、私も現場の状況はよくわかってるつもりでおります。そういうところを踏まえて今この働き方改革3年目やっておりますので、そういうところでのお力添えをお願いしたいというふうに思っています。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。教育長のお話もわかります。本当に先進的な取り組みをしながら、その働き方改革に努めておられるのもわかります。ただやっぱり現場の声がね、やっぱり吸い上げるシステムがないとやはりシステムだと思うんですよね。幾らいいこと言ってもやっぱり回っていくシステムをつくらないことには、やっぱり全ては流れ出来ませんので、ですので、その方針・計画ですか。があればその中では、何ができるのかはちょっとわかりませんが、規定を作らなくても、規約を作らなくても、出来るのか、そこら辺はまた、この議事録を見られた現場の先生たちが、どう、また思われるのかなとは思いますが、一応もう時間ございませんので、今、教育長の方針は、これからもその方針でいくということを確認出来たというところで、この質問は終わりたいと思います。では続いて、町長ですね。人口減少に立ち向かうまちづくりについて質問します。国勢調査の結果の数字につきましては、先ほどから

何回も出ておりますので、そこは省くことにいたしますが、平成2年時点での町の人口予測が8,974人でありましたこれは、令和2年3月に改定した人口ビジョンの町の予測の人数ですが、8,974人を6人下回っております。8,968人でしたからね、6人下回ってそして、社人研の予測8,969人を既に1人下回っています。令和2年3月に改定した人口ビジョン。そして令和2年の国勢調査の結果もう既に1人下回っているということで、令和42年度の社人研の人口予測では3,974人ということは、この3,974人を更に下回るということが、指されているというふうに思います。ということをおきまして、質問の要旨、今年出されました国勢調査の結果より、南関町の人口が9,000人を切ったことが判明した。しかも荒玉管内自治体の中で一番減少率が一番高いことも判明。想定より速いスピードで人口減少が進んでいる事実を受けて、町長の考えと、住んでよかったプロジェクトの検証及び今後の方策を尋ねるとしておりましたが、町長の考えと、住んでよかったプロジェクトの検証については、昨日の立山議員と西田議員の質問の中で、人口減少への考え方、manifestoの成果について回答されていますので、ここでは割愛し、町長の出馬表明の際の抱負の中や、西田議員、中村議員への回答の中にも出てきました地域未来構想策定について質問をして参りたいと思います。年度内に策定予定の地域未来構想ですが、今回新たに未来構想を策定することになった経緯とこれまで作ってきたもろもろの構想とどこが違うのか。この構想に何を求め、何を期待するのかをお尋ねいたします。後の質問は自席にて行います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番北原浩一郎議員の人口減少に立ち向かうまちづくりについての御質問にお答えいたします。質問が急遽変わりましたので、その方向で答弁させていただきますけれども、人口減少につきましては、今、数値も御報告ございました。社人研の数字、町の推計の数字ということで、共に1人、6人、現在の国調より少なくなっているのは事実でございます。社人研の推計では、このまま減少し続けた場合は、南関町の人口は、今お話のとおり、2060年、令和42年には3,794人になると推計が示されておりますので、ここで、そうならないためにどうするかということが、これからの取り組みの重要なところであると思っております。最上位計画でもあります「南関町総合振興計画基本構想、基本方針」を柱としまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第三期住んでよかったプロジェクト推進事業」での移住・定住の推進に向けた取り組み、あるいはこれまで様々な事業を行ってきましたけれども、ここで不足していたという部分につきましては、町全体の計画のみを中心とやって参りましたが、どうしても、今回、計画しております南関町地域未来構想基本計画が必要になったということは、町全体の特色、強み・弱みだけでなく、それぞれの校区ごとの強み・弱みそしてそれぞれの特色、そしてそこに何が必要なのかが、今回の計画の重要な部分でないかなと思っております。やはり先ほど中村議

員の質問でもありましたとおり、そういった計画をつくり上げていくためには、やっぱり行政だけではなく先ほどのとおり、若者のいろんな御意見これも町内町外の意見も把握するそういったことも必要になりますので、今回の計画にはですね。全体の町の計画と違って、今言いました、校区ごとの計画を作成していきたいというふうにも考えております。そこでは、行政だけではなく、町議会、町民の皆様の御協力や御意見を反映して町全体の力を結集するというので、これまでにないような計画としていきたいというふうに考えております。期間的には非常に短く厳しいものかと思えますけれども、そういった計画をつくり上げて、これからの人口減少、少子高齢化に立ち向かっていきたいというふうに考えておりますので、是非議員の皆様にも御協力をお願いしたいと思えますし、それぞれの地域から議員も選出されておりますので、それぞれの地域からの御意見等もですね、反映できるように、お力を貸していただきたいと思えます。以上、お答えしまして、この後につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。今回の新しく取り組む地域未来構想ですね、校区ごとの宝探しをしまして、課題を出してそれを解決するというようなことで、行くということですが、構想ができ上がってこれを実行していくのはどこでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。その計画が出来て実行するのはどこか、それはもちろん、行政、そして、住民の方、全ての方であると思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。もちろん住民です。校区の住民、町民が、当然参加しないと出来上がりませんが、それがその町民が、動きやすい組織、これシステムがないと動かないと思うんですよ。具体的には、今、区がありますけど、区ではやっぱり出来ないでしょう。ですから、校区のまさに校区で一つの運営体というかまちづくり組織を作ることがまずは必要。その中に地域の人に入ってもらって、いろんなことを出し合って運営していくというのが、もうこれも間違いなくそうだと思うんですけども、今町にはねそういう組織がないですね、まちづくり協議会みたいみたいなものが。これがないと、これ動かないと思えますよ。絵に描いた餅で終わってしまう。だから、これをつくると同時に、この組織作りも進めていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。今回の計画につきましては、先ほどから申しますとおり、校区ごとにそういった動きをしたいということで考えておりますので、計画はもちろんですが、その計画を作るための組織もですが、そのあとの実行するための組織っていうのも、今、議員、お話ありましたとおりですので、そういった組織につつま

しても、皆様のいろんな御意見を伺いながら組織の設立等も必要になると思いますので、十分ないろんな御意見の中で検討していきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 本当にまちづくり協議会というものがやっぱし同じ地域というかな、同じつながりが強い校区ごとに一つの組織を作って、そして地域の問題を解決していく、そういう組織が本当に今必要だと思っています。これは本当に地域未来構想策定について、また同じものを作ってしまうのかと思っていましたが、そういう話を聞くと、ようやくこういうまちづくりの組織を作って、それが力となって動いていくというのが見えるならば、それが実現できるならば、本当に楽しい、本当に面白い、町の将来を本当に左右するような事業になるかもしれないと思います。やっぱし、町の一人一人が元気になるということなんですよ、町のために、人のために動く、働く、そういう気持ちであっても、組織がなかったから、そういう気持ちを持った人たちが活躍する場がなかったと思うんですけど、そういう組織が生まれることによって、そういう人たちをどんどんこう、呼び出すことができる。そうすると、その人達も元気になる。今まで興味がなかった人たちも、引き込むことができる。っていうことを考えるとですね、本当にこの構想策定については、本当に力を注いでいてもらいたいし、私たちも力を注いでいきたいなというふうに思います。そういう前向きな答えをいただきましたので終わります。以上です。どうもありがとうございます。

○議長（橋永芳政君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。これで昼食のために、休憩したいと思います。

—————○—————
休憩 午前11時50分
再開 午後1時00分
—————○—————

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問の途中でありましたので、これを続行します。続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 5番議員の杉村です。前回に引き続き、バンブーフロンティア事業に関して一般質問をいたします。バンブーフロンティア事業に関しては、前回、6月定例議会において質問を行ったところでありますけど、その中でまた質問が時間に追われて出来ませんでしたので、改めてまたバンブーに関する質問をいたします。バンブーフロンティア事業に関しては、前回6月定例会に続き質問を行うということで竹の買取単価と、総額は幾ら支払われたか尋ねます。次に令和3年度の納税がされたのかを伺います。またバンブーフロンティア事業に関して南関町にとってはプラスであったか、マイナスであったかを聞きたいと思います。この後の質問に対しましては自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、杉村博明議員の「バンブーフロンティア事業について」の御質問にお答えいたします。まず、一つ目の「バンブーフロンティア事業に関しては、前回6月定例議会に続き質問を行う。竹の買取単価と総額は幾ら支払われたか尋ねる。」についてお答えします。バンブーフロンティア事業に関しましては、前回の6月議会定例会においても答弁いたしましたとおり、地域の高齢化や後継者不足、不在地主による放置竹林などの荒廃竹林が全国的な問題となっております。バンブーフロンティア事業は、竹材を有効に利活用することを目的に操業を開始され、地域農業者及び各種団体等により、伐採した竹を買い取ることで、竹林の整備を促進し、荒廃竹林がもたらす周辺人工林への悪影響の解消、災害の誘発等の予防効果などが期待されております。また、竹林対策を実施することにより、たけのこ等の特用林産物及び農産物の生産促進、木材の利活用、鳥獣被害の減少など、竹林の適正な管理を行うことで、地域の活性化にも大きな効果があると考えております。今回御質問の竹の買取につきましては、バンブーフロンティア事業が操業を開始された平成29年度より開始し、令和2年度末までの買取実績としてお答えします。総重量を2,043.6トン、年平均510.9トン、総額で1,980万8,380円となっております。なお、買取単価はキロ10円となっております。また、町から買取業者を通じ、町内在住で町内の竹林に伐採した竹を搬入された方を対象に、「南関町竹材利用拡大推進事業補助金交付要綱」に基づき、キロ4円。平成29年度においては、キロ2円の補助を実施しております。これまでの補助金総額としましては、725万2,516円で、国の交付金事業として、平成29年度から令和元年度は、地方創生推進交付金事業、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、支出しているところであります。次に、二つ目の「令和3年度の納税がされたのか伺う。」についてお答えします。議員御承知のとおり、自治体職員には地方公務員法により守秘義務が課せられているところですが、今回は事業者の了解を得ておりますので、その範囲でお答えさせていただきますが、令和2年度の徴収猶予分も含めて、令和3年度の納税につきまして、未納はございません。最後に、「バンブーフロンティア事業に関して南関町にとっては、プラスであったかマイナスであったか問う。」の質問にお答えします。本事業は、放置竹林など竹を住宅建材製造やバイオマス発電に活用するなど、民間のベンチャーグループ3社が、これまで国内ではなかなか扱われることがなかった竹を活用した画期的な事業として、国からも大いに注目され期待されていた事業でした。しかし、残念ながら経営不振となり、当初の目的は成し遂げられませんでした。また、事業者から議会等への説明と進捗状況が食い違う部分もあったことなど最後まで御心配をおかけしたと感じております。ただ、バンブーグループがこれまで事業遂行に向け真摯に向き合いチャレンジされ、竹を活用した事業の素地は築いてこられたからこそ、工場が廃墟となることなく今回新会社への事業譲渡も実現し、竹を

活用する枠組み自体は残せたのではないかと考えております。そのほかにも、南関町の竹を原材料とした抗菌、消臭液もバンブー事業の副産物でありますし、「竹あかりを日本の文化に」を合い言葉に日本のみならず世界的に活躍されている株式会社ちかけんプロダクツを南関町に誘致出来ましたことも、バンブーグループとの係わりの中で本町への進出を選択されたものであり、バンブー事業を本町で起業され展開されたことはプラスであったと考えております。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） はい、今答弁いただきました。非常にですね、バンブーの竹の買取としましては、また、これも町のほうからも出しておりまして、キロ10円を14円。また、12円ということで町のほうからのこの10円に対して、4円をアップされてされたということですので、

○町長（佐藤安彦君） 4円足して10円。

○5 番議員（杉村博明君） 6円プラス4円なりますよね。10円ということでまた4円、2円とされてるわけなんですけど。これも竹の買取事業に対して支払われてるということでもあります。ほかの事業に関しましてこういったことが、バンブーに関してはありましたけど、ほかの一般の会社には対しては、今こういうことはあり得ないということだと思います。こういって町のバンブーに対する事業に対して、だいぶん町のほうも協力し、また町長が言われたとおりでだいぶん期待もされて行ってですね、町民の方も期待されたと思います。これが倒産に至ったということは、非常に残念な結果でありますけど余りにも早過ぎる。これがまだ順調に稼働して数年後とかですね、そういった関係であつたらまだ分かるんですけど、まだ前回の質問の中でも言いましたように、フル操業まで行ったのか行ってないのかわからない状態で倒産ということで、その話を聞いたのが3月30日の全員協議会の中で聞いたわけなんですけど。その中でも詳しい説明のないままに、その1回だけであつて、あとはもう譲渡の話であつてその経緯として建屋はそのまま残ってるんですけど、機械等の設備中国産なんですけど、そういったのがどこに売却されたのか。どれぐらいの金額で売却されたのかそういったところも、尋ねてですね、どういったふうにされたのか。そういったのも町としては、聞いてない状況なんですよね。この後すぐですねもう何ですか、譲渡の話ばかりになってきてこの経緯として本当に納得した経緯、自分たちがですね、町民の方も議員の方々も本当に納得しているもんじゃないと思うんですよ。町長はその辺はどのように思われてますか。譲渡に関する経緯からですね、しましたよね、その間先ほど申しましたように、全員協議会で1回、こうやって譲渡しますからという話だったんですよ。その譲渡の中でも売却額、譲渡額ですね、譲渡額がいくらでされたというのを全く知らされていないということなんですけど、そういった点はどういうふうに思われま

すか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。私ども、今杉村議員のお話ありましたとおり、全協で同じような内容を聞いて、そのあと対応したところでありまして、機材等ですね、そのあとどうなったかその金額等もそう把握はしっかり出来ておりませんし、その譲渡益っていうか今度、譲渡されましたけれども、その金額等については、非公表ということでありましたので、そこまで、こちらのほうで聞いて詳しくですね、その調査というかそこまでしたところはありません。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） この非公表というのがですね町がこれだけ協力して行って、非公表というのがおかしいと思うんですよ。できれば会社に言っても元社長のほうに言っても、非公表ということで断られたということで、私たちがどれぐらいで、譲渡されたのかということも、知るよしがありませんよね。また流れとしてどういった経緯で、なぜこのような状況になったのか、コロナだけのせいじゃないと思うんですよ。中国からの機械の購入された時点で大きな投資が必要だったということでもそれは聞いてますけど、当然、当初からそういった計画もされて来てたと思うんですよ。それでとうとう先々が見えないまま、このような状況になって町として本当に納得いくのか、これからという時に、もう譲渡の話。会社を譲渡するという話になって急な話であって皆さん納得されないのは当然じゃないかと思うんですよ。町が期待して町民の方も、それは町長が話を進められて行って、やっぱ町民の方も期待されたと思うんですよ。それがあまりにも早い譲渡の話、倒産されて、譲渡されたわけなんですけど、非常にこの問題がこのまま終わって本当にいいのかと思うんですよ。はいはいっと。元社長のほうから、説明されて納得しましたということで終わるものじゃないと思うんですよ。本当に納得してないんですよ。これだけの町からだけの補助じゃなくて国・県そちらのほうからも何億という金額も補助されたり、民間からも補助されたりして、これがあまりにも酷過ぎるんじゃないかと思います。でですね、町のほうももう少し突っ込んで話を聞いてもらいたいんですけど、その辺はいかがですか。今の譲渡先じゃないですよ。譲渡される前の段階においてこういった経緯が余りにも早すぎたと思うんですよ。そこら辺は町長どう思われますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。現在に至ったことを考えると私たちも残念で仕方ありません。非常に国も県も、町も期待しておりました事業でしたので、この事業が、最後まで行き着けなかったことは残念でありますけれども、その事業経緯といいますかそう、何でそうなったっていうことに関しましては、私どうも議員の今感じておられるようなそういった内容までしかわかりませんので、それを非常にまだ、小さい細部まで、そこをお聞きしたいということであれば、また、今回の新しい事業者じゃなくて、以

前の事業者をやはりですね、可能であれば、議会全協あたりでもお呼びして、またそういうことを私どもも共に伺う、そういったことは可能かと思えます。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） これをですね、また全協のほうで聞いても期待するような回答は得ないと思うんですね、何回もこれまで裏切られてきた話の中でああそうだったんですかという内容じゃ無いんですね今までですね。前も話したとおりの、元社長のほうから話がずっと会社ができるまでの間、聞いてますけど本当に実際の話があったのかと。ちょっとその都度話が変わってきて疑いがだんだんと増してきて、来たわけなんですけど、今回の譲渡の件は、私たちが知らされる前に、もう機械設備の分はもう処分されてたわけなんですよ。その辺いかがですか。私たちが3月30日全員協議会で聞いた時の前にもう、処分はされてたと思うんですけどその辺はいかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） その時点で処分されていたっていうことは私どもも、工場に入ってそういった確認しておりませんので、そのいつそういったことがあったというのは定かで私たちも、調査っていうか、敷地はわからない状況であります。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 多分、もうその時点では、機械のほうも中には処分されてた話から譲渡の話になってきたような話だったんじゃないかと思いますが、担当課長、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 認識としては、今町長がおっしゃったことと同じでございます。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 町長もそこら辺わからないんですよ。担当課長もわからないわからないままで来たわけなんですよ。いつ処分機会されたのかも、やっぱりそういったところもですね聞いていかないと出来ない問題でありまして、このバンブーに関しては、当然これから、南関町がさっき町長が答弁されたとおりの竹の荒廃、そういったのも期待してたんですけど、これが期待外れで、もう全く、頓挫した話になって思った通りですねこれはまた1社はされてますけど、その買取のほうも全然数量が思うように進んでない。ほんの少量になってきたわけなんですけど、それだけの年間で南関町の竹が減るという状況ではないと思うんですよ。竹の買取も今後、継続していかれるということなんですけど。本当ですね、譲渡の話の前に今、どういった状況だったというのは、全然把握はされてなかったんですか、町としては。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 3月の全協で説明を受けましたけれども、議員が知られていると同

じような状況であります。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） これもですねもう、譲渡との話をする前にはもうほんとこのよ
うな倒産に至るまでの状況がもう厳しかったということなんですよね。南関町からの
産業振興等奨励金をあげてどれくらいで年数ですよね、年月数。産業振興等奨励金を
出して、どれくらいの経緯で倒産に至ったか、それを教えてください。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 産業振興等奨励金につきましては、令和元年度に支払い
を行っております、今回令和3年ですので、2年間ということでございます。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 2年間ですよね、この間がですね。この先々がもう、この時点
で2年間ですけど、もうこう危ない状況になってたのはこの2年間の本当まだ手前の
ほうですよね。この産業振興等奨励金を支払って、その後にはもう傾いてきた。そう
いった状況だったんですよね。いかに南関町を町をばかにしたような感じでこの補助
金をもらってですね、もう本当この南関町に対して誠意がほんと感じられない、こう
いった会社だったと思います。また説明に関しましても、こちらのほうから再三言っ
ても断りの話。そして、全員協議会があるからということで、突然にこられて何の前
触れもなく、突然来られてもう譲渡の話。そりゃびっくりしますよね。この話は、前
回もしましたが、そういった状況の中で、このバンブーフロンティアに事業に関し
まして、もう少し住民の方も納得されるような説明を町のほうから、されたらいかが
ですか。されるか、文書か、何か出してもっとわかりやすく、こういった経緯でなり
ましたということではないと、まだ納得されてない方がだいぶいらっしゃいますよ。
その辺はいかがですか。どうも思われますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 前回の6月定例会の中でも中村議員、立山比呂志議員の答弁の中
でもお答えしました。この方向性が出た時に、町の広報紙で掲載して、町民の皆様にも
お知らせしますということで、今回の議会の定例会の冒頭の挨拶の中でも、同じよう
なことで、町民の皆様にも、町の広報に掲載してお知らせするという御挨拶申
し上げましたので、今回の事業の譲渡、もう少しで、その方向性が最終的示されると
思いますので、そういった時には、町民の皆様にも町の広報誌を通じて、お知らせして
いきたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） それは、今言われたのはもう譲渡先が決まった後の話であって
こういった経緯があまりにも早かったと、倒産するのがあまりにも早かった。その辺
はもう、やっぱりこのコロナ関係とか言われますけど、そういった問題じゃなくてや
っぱり機械設備投資の関係で中国産の機械を導入されたということで、太刀打ち出来

ない状況に陥って倒産になったというのが事実じゃないかと思えますけど、その辺ももう少し会社のほうとしても、私たちが素人から見てもですね、何回も視察に行って、素人目で見てもこれは本当大丈夫かなという、当時だったと思えます機械類がですね。後の維持管理はどうされるのかなという心配もしておりました。この中でバンブーフロンティア事業としまして立派な当初は話でありました。でもだんだんと話を年数が経つたびですね、何か不安がだんだんと増してきた、大丈夫かどうか。予想は何か予想通りになったというのが本当残念であります。もう少しですね誠意ある会社だったら納得がいくかと思えますけど、誠意も見られないような状況でありまして、譲渡先の2社に関しましては、もう、このようなことがないようにですね、お願いしたいと思えます。また、南関町にとっても、素晴らしい会社が譲渡されて、もっと南関町の発展に寄与されることを希望いたします。また、町長に関しまして、このバンブーフロンティア事業に関して町、南関町にとってプラスだったかマイナスだったかということでもとりましたけど、町長はプラスであったということですけど、このプラスの面がマイナスからすると、プラスの面はほんの少々だったじゃないかなと思えます。全部が全部行かなかったということじゃなかったのかもしれませんが、私はほとんどマイナスの部分が、このバンブーフロンティアに関してマイナス面が本当大きいと思えます。町長その辺のですね、町長は責任というものは、取る気はないでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほども申しましたとおり、プラスマイナスであればプラスということは申しましたが、先ほど言いましたとおり、抗菌消臭液等のそういった副産物も出来ておりますし、ちかけんプロダクツ、そういったものも、現在南関町で活動されております。そういったものもしっかりバンブーとのつながりの中で出てきておりますし、今回、事業譲渡が出来ておりますけれども、これまでのバンブーフロンティア、バンブーエネルギーはもうなくなるような形になると思えますけれども、それが全てということじゃなくて、その後事業継承されますので、その会社が、エネルギー等につきましても、同じものが全国で何箇所かもう、作られるようなことで南関モデルが進むような話も聞いております。そういったこともありますし、これからの譲渡先がこれまでのバンブーの部分も、いろんなところで、発展的にまた事業を継続していただければと思えますので、そちらのほうを、私たちは、町のためになるように、町税収入もそれで伸びるように、そういったことで、継続して事業活動ができるように、町のためになるようにしていくことが私たちの責任だと思っております。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） このバンブーができる前に町長が一生懸命力を入れて誘致されたわけなんですけど、このこういった状況になって町からの投資っていうか補助などしてですね、また国・県に対しても迷惑をかけてる状況であります。その辺をですね、町長としてのこれまで誘致企業として進めてきた、そこら辺の責任のとり方としてで

すね、このままでいいのかなと思うんですけど、そこら辺を尋ねてるんですけど、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。あくまで民間企業の動きにつきましては、いろんなところの会社へも支援してきております。そういったことで、これまでも何社も、そういった事業がうまくいかなかったところもありますけれども、そういったことを民間企業につきましては、同じような動きを見ますけれども、やはりその一つ一つで責任っていうことよりも、やはりこれから南関町のためにどう企業が発展していくかそして、先ほども申しました、町税収入がこれからずっと増えていく、そういったことを私たちがお手伝いして、町のためになることをするのが私たちの仕事でありますので、その一つ一つで責任を取るといふそういったことは考えておりません。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） それは当然ですよ、これからも誘致企業に対しても力を入れてもらわないと困るわけなんです。でもほかの企業と違って、ここのバンブーに関しては当初から危ないという話をさんざんされてきたわけなんですけど、町長はそれを押し切って推進されて誘致されたわけなんです。でもこの誘致に関してですね、非常に納得するもんじゃなかったそういったことに対しても責任を取る必要があるんじゃないかと私は言っております。また、町民の方々にも迷惑がかかった、先ほど申しましたように、県・国にあてに対しても非常に迷惑がかかった。そこら辺の責任のとり方としてですね取ってほしいということを私は申し上げたいんですよ。町長はそういった気がないような答弁でしたけど、これ以上町長をこの場で、追求しても答弁は変わらないと思います。どうしても、今後の誘致企業に関しましては、全然別だということで、切離してこの質問をしてるわけなんですけど、その辺も町長は別物として図ってもらわないと困るわけなんです。これからの誘致企業も非常に重要ですので、影響しないようにしてもらいたいわけなんですけど、南関町にとって私はほんとマイナスだったということをお知らせして、この件に関しては私は、一般質問の中では終わりたいと思います。まだまだですね、追求するところがたくさんあると思います。また、元社長のほうからもお聞きしないといけないところもあります。また町民が納得するような話をですね聞かないと、このまま有耶無耶に終わっては、この話は出来ないことだと思いますので、また今回の一般質問の中でも、時間に制限されて、非常に出来ない、または町に対しても質問してもわからないところがあると思います。直接ですね。この元社長のほうから直接また話も聞かないと、納得するところがありませんので、この質問に関しましては終わりたいと思います。以上です。

○議長（橋永芳政君） 以上で、5番議員の質問は終了しました。本日は予定していました。

○5番議員（杉村博明君） 議長。

○議長（橋永芳政君） はい。5番議員。

- 5番議員（杉村博明君） 動議です。バンブーフロンティアに関しまして、動議をしたい
と思います。この事業に関して納得いきませんので、まだ調査する必要があると思
います。一般質問ではし切れないところがありますので、100条委員会を設けたいと思
いますので、よろしくお願いします。
- 議長（橋永芳政君） 今、5番議員から動議を出されましたが、賛成者の方おられますか。
賛成者がいないようでございますので、この動議については、成立しませんので、こ
れで終わりたいと思います。
- 議長（橋永芳政君） これで本日予定していました一般質問は終了しました。なお、明日、
8日、明後日9日は休会とし、10日は、午前10時に本会議場に御参集ください。
これにて散会します。起立。礼。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後1時34分

9月10日(金)

(第3日目)

令和3年第5回南関町議会定例会（第3号）

令和3年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第2号 | 令和2年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第42号 | 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 令和3年度南関町一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和3年南関町下水道事業補正予算(第2号)について |
| 日程第15 | 議案第55号 | 物品売買契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第56号 | 南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 日程第17 | 議案第57号 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第18 | | 議員派遣の件について |
| 日程第19 | | 委員会報告について |

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

日程第20

委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第4号（令和3年8月10日受理）コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

追加日程第1 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 西田 恵介 君	2番 北原 浩一郎 君
3番 中村 正雄 君	4番 立山 比呂志 君
5番 杉村 博明 君	6番 井下 忠俊 君
8番 打越 潤一 君	9番 鶴地 仁 君
11番 境田 敏高 君	12番 橋永 芳政 君

3. 欠席議員（1名）

7番 立山 秀喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町長	佐藤 安彦 君	税務住民課長	東田 彰夫 君
副町長	大木 義隆 君	福祉課長	田中 龍城 君
教育長	谷口 慶志郎 君	経済課長	田口 明 君

総務課長 古澤 平 君 建設課長 嶋 永 健 一 君
会計管理者 竹崎 俊 一 君 教育課長 赤木 二三也 君
まちづくり課長 坂田 浩之 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本 清孝 君 書記 福山 尚樹 君

-----○-----

開議 午前10時00分

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、御手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第2号 令和2年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、報告第2号、令和2年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第42号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第42号、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第43号 令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第43号、令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論のなしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、令和2年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第4 議案第44号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第44号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----
日程第5 議案第45号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第45号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----
日程第6 議案第46号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第46号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案中の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第7 議案第47号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第47号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第8 議案第48号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第48号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第9 議案第49号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第49号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第10 議案第50号 令和3年度南関町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第50号、令和3年度南関町一般会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 新庁舎の網戸取付け工事について質問をしたいと思います。

今回追加の網戸取付け工事は入札により行われると思いますけれども、

- 議長（橋永芳政君） 質問者。予算書、そのページと目とそして内容をお願いします。
- 2番議（北原浩一郎） 11ページ。補正予算の11ページの歳出のですね、目と例えば、19目の庁舎等建設費に計上されております。工事請負費2,000万円です。今回追加の網戸取付け工事は入札により行われると思いますが、町内の事業者限定して行うというお考えはありますでしょうか。お尋ねします。
- 議長（橋永芳政君） これについてはですね。この金額に対しての質問ならよっかですが。
- 2番議員（北原浩一郎君） あっそうですか。
- 議長（橋永芳政君） はい。業者認定については、これにはなかですけんですね。
- 2番議員（北原浩一郎君） 議長。
- 議長（橋永芳政君） はい。2番議員。
- 2番議員（北原浩一郎君） 額というよりも、予算の執行に対する質問は、この場では向かないということですかね。
- 議長（橋永芳政君） そうですね。この内容についての質問は正解と思いますけれども、気持ちはわかりますが答えますか。うん、取組の姿勢についてよっかですか。
- 2番議員（北原浩一郎君） はい。姿勢についてという、そういう内容になっているつもりであります。
- 議長（橋永芳政君） わかりました。はい、どうぞ。
- 2番議員（北原浩一郎君） ですので今の質問にお答えをお願いします。
- 議長（橋永芳政君） 町長。
- 町長（佐藤安彦君） はい。北原議員の御質問にお答えいたします。新庁舎の網戸工事につきまして、2,000万の工事費を計上させていただいておりますけれども、庁内の業者に是非出してほしいというそういった要望かと思っておりますけれども、これまでも、町内のいろんな工事等につきましても、町内業者を一番に優先に取り扱ってきております。ということで、私の就任当初から何といたってもやっぱり町内の業者を優先するというので、それぞれの担当課に話をしておりますので、今回のこの工事につきましても、町内業者を優先的に、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。
- 議長（橋永芳政君） 2番議員。
- 2番議員（北原浩一郎君） はい。ありがとうございます。町長のその御意向ですかね、本当にありがたいと思います。実際は新庁舎の建設が進んでおるわけですが、なかなか地元の業者が携わってるところがなかなか見えないという声がたくさんあったものですから、その追加工事につきましては、是非、町内の業者ということをお願いしたいと思っておりました。それで、質問をしたところでした。終わります。
- 議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。
- [「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和3年度南関町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第51号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第51号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第52号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第52号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第53号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第53号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第54号 令和3年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第54号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第55号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第55号、物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。指名入札のですね、進め方について質問します。内閣官房長官からの通達などで、デジタル化を進めるためには、ベンダーロックインの発注方式からの脱却を求めて通達が行っていると思いますけども、そういったベンダーロックインをしている環境庁では、IT業界では、そういうベンダー以外がですね寄り付かなくなってしまって、一社応札の状態になるというふうに言われています。今回の指名入札もですね、一社応札の状態で終わっております。先般の全協でも理由を聞いたところ、半導体が不足の状態下での減少だというふうな答弁をいただきました。けども、そのあと業界の方にですね聞いてみると、この時期にこのくらいの台数で、そんな状態にはないんじゃないかという見解をいただきました。質問は、このベンダーロックイン状態からですね、脱却ということの内閣省なんかも求めていますけども、これの取組方っていうのは進められている中での今回の入札だったんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 一社大手ベンダーに偏らないというところだろうと思いますけれども、今回の物品の入札につきましては、あくまでも物品の入札でございますので、販売業者のほうに入札を行っております。その中で、ランクでいきますと700万ということでCランクの通常はCランクの業者を指名を行いますけれども、町内業者さんも含めたところですね、今まで納入実績のあるCランクまでの業者さんのほうを指名を行っております。その中で、今回、一社応札ということでしたので、事情を確認いたしましたところはっきりと納入できる確約が出来ない限りは応札出来ないという回答がございました。例えばそのメーカーを今回、参考といたしまして富士通のメーカーを参考資料の中に入れておりましたけれど、これにつきましては、町が今、職員が使っておりますノート型のパソコンが富士通であること、Windowsを利用していることを考慮してですね、一つは利便性。それからもう一つはセキュリティー面からそういう指定を行っておりますので、これがベンダー指定というふうなところでは考慮しておりません。今後も、その用途に応じた入札の方法をですね、指名のほうを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 今の答弁をお聞きしますと、何で内閣省がですねベンダーインロック状態からやめろというふうなことを言われてるのかちょっと、理解と私の理解とちょっとかなり違うような気はするんですけども。やっぱりデジタルの世界というのはどんどんどんどんと技術革新が激しくてそういう中ですね、やっぱり最新のトレンドといいますか、技術技術力の高いところを導入していく、それと一社に偏らずオープンなシステムをですね、組み入れることによって、結局、デジタルなりますと一つの町だけじゃなくて隣の町とか全国つなぐ、そういうオープン性というのが必要になりますので、そういったところでロックイン状態を解消していきましょうということだと思えるんですね。それでそのロックイン状態を解消していく一つの手段、これいろんな形があると思うんですけども一つの手段として今回やられたのは、

○議長（橋永芳政君） 質問者。執行部が答えたんですが、それについて自分の思いを何と申しますか、言われるのはちょっと芯外でちょっとずれとっとじゃなかったでしょうか。質問に対して。

○2番議員（中村正雄君） はい、やめます。
ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。
討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第56号 南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第56号、南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

討○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、南関町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第57号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第57号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第19 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第19、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました陳情第2号（平成30年5月31日受理）「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○4番議員（立山比呂志君） 令和3年9月10日。南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、議会規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進める為。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第20 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第4号（令和3年8月10日受理）「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

○議長（橋永芳政君） 日程第20、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第4号（令和3年8月10日受理）「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について、委員長より、審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○6番議員（井下忠俊君） 報告します。令和3年9月10日。南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、令和3年9月6日。

件名、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。
審査の結果、採択。

委員会の意見、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供するには、地方税財源の確保が必要である為。以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択とすることです。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第4号、令和3年8月10日受理、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員長他から、議員提出議案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」など6件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、御確認ください。

議会事務局長。

[議案書朗読]

○議会事務局長（橋本清孝君）

それでは、追加日程第1から追加日程第6までの議案名を読み上げます。

追加日程第1、議員提出議案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

追加日程第2、閉会中の継続審査について総務産業常任委員会、陳情付託の件、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第3、閉会中の継続調査について、文教厚生常任委員会

追加日程第4、閉会中の継続調査について、総務産業常任委員会

追加日程第5、閉会中の継続調査について、広報常任委員会

追加日程第6、閉会中の継続調査について、議会運営委員会

以上であります。

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 議員提出議案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」（案）

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、議員提出議案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題にします。提案理由の説明を求めます。文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○6番議員（井下忠俊君） 議員提出議案第1号、令和3年9月10日。南関町議会議長、橋永芳政様。

提出者、南関町議会議員井下忠俊、賛成者、南関町議会議員西田恵介、賛成者、南関町議会議員北原浩一郎、賛成者、南関町議会議員中村正雄、賛成者、南関町議会議員立山比呂志、賛成者、南関町議会議員杉村博明、賛成者、南関町議会議員打越潤一、賛成者、南関町議会議員鶴地仁、賛成者、南関町議会議員境田敏高、賛成者、南関町議会議員橋永芳政。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されていくよう、強く要望する。記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を持って確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日。衆議院議長大島理森様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣菅義偉様、総務大臣武田良太様、財務大臣麻生太郎様、経済産業大臣梶山弘志様、内閣官房長官加藤勝信様、経済再生担当大臣西村康稔様。熊本県南関町議会。以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、コロナ禍による厳しい財源状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

**陳情第 2 号 （平成 30 年 5 月 31 日受理）米田地域の道路改良工事等の早期
実施を求める陳情**

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第 2 号、平成 30 年 5 月 31 日受理の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、御手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 3 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって御手元にお配りしました「所管事務に係る調査事項」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 4 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、御手元にお配りしました「所管事務に係る調査事項」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 5 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 5 号、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、御手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 6 閉会中の継続調査について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって御手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出であります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則を第 4 5 条の規定によって、今、会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 4 5 条の規定によって、処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 5 回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 56 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
令 和 3 年 第 5 回 定 例 会

令和3年12月発行

発行人 南関町議会議長 橋 永 芳 政

編集人 南関町議会事務局長 橋 本 清 孝

南関町議会事務局 福 山 尚 樹

南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316

電 話 (0968) 57-8508

FAX (0968) 53-2351